

平成27年第1回東大和市議会定例会会議録第5号

平成27年3月3日（火曜日）

出席議員（22名）

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	和地仁美君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	吉川和宏君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（26名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
市民部長	関田守男君	子ども生活部長	榎本豊君
福祉部長	吉沢寿子君	福祉部参事	広沢光政君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	学校教育部参事	石井卓之君
社会教育部長	小俣学君	総務管財課長	東栄一君
福祉推進課長	尾又斉夫君	障害福祉課長	小川則之君

みのり福祉園長 石川伸治君
福祉部副参事 長瀬正人君
都市計画課長 神山尚君
学校教育課長 岩本尚史君

健康課長 志村明子君
環境課長 関田孝志君
建築課長 中橋健君
給食課長 梶川義夫君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（尾崎信夫君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 佐竹康彦君

○議長（尾崎信夫君） 昨日に引き続き、20番、佐竹康彦議員の一般質問を行います。

○20番（佐竹康彦君） おはようございます。昨日に続きまして、再質問させていただきます。

2点目の教育環境の整備について、お伺いをさせていただきます。

昨日、壇上で述べました事例、私もお話を聞きまして大変衝撃的というか、大変残念な思いをしました。と申しますのも、実際、今学校に通わせていらっしゃる親御さん、また過去に通わせていらっしゃった親御さんのお話も伺いますと、以前に比べて随分学校の環境もよくなったねと、学習意欲も高まっているというような肯定的なお話もたくさん伺ってまして、この間の教育委員会のお取り組みが実を結びつつあるのかなというふうな感じを抱いていただけない、市外から来られた方とか、その学校現場の前後を知らない、これから学校に上がらせようとされるお父様、お母様方に、まだまだちょっと不安感が残っているなというふうな印象を持ちました。ぜひ今までの取り組みに加えて、これから行われますこの学力向上の取り組み、推し進めていただいて、東大和で教育を受けさせたいと、東大和の教育すばらしいというような声が、もう市内外から湧き起こるような、そういったお取り組み、ぜひ進めていただきたいなというふうに思っております。

教育長のほうから詳しく御答弁いただきましたので、何点かにわたって羅列的に、ちょっと幾つか気になった点、再質問させていただければと思います。まず、協力指導員についてなんですけれども、一貫教育の中学校グループ、1つということでありますけれども、これなぜ全市的な展開ではないのかということ、それとあとこの1つのグループで臨床的な実証をして、その後、全市に展開するのかという点、この点についてお伺いをいたします。

○学校教育部参事（石井卓之君） 当市では、これまでも小中一貫教育を推進する中で、9年間どのような子供を育てていくのかを明らかにして、学習指導、生活指導において小中学校が協力しながら進めてまいりました。その流れの中で、教育委員会が学力向上協力校を中学校グループの中で1つ指定し、学校と教育委員会が協力指導員の配置方法や、その育成の仕方及び指導方法の工夫と改善などを丁寧に検証してまいります。その後の展開につきましては、次年度の検証を通して研究してまいります。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。いい取り組みをされるというふうに思っておりますので、ぜひ実証研究を通して、改善、工夫をされて全市的な展開していただきたいなというふうに思っております。

中学校グループ、各学校に1名ということでございますけれども、協力指導員は担当校の全クラスにかかわっていくのかということと、それとも学校の中で、またかかわるクラスを指定していくのかということ、この点についてお伺いいたします。

○学校教育部参事（石井卓之君） 協力指導員ですが、学校と教育委員会が各種学力調査の結果などをもとに協議をして指導する教科を決めまして、学習が難しくなる小学校4年生や進学により学習に戸惑いが起こる中学

校1年生などを、特定の学年を中心に配置をしてみたいと考えております。また、現在既に配置している少人数学習指導員との連携を含め、各学校ではさらなる個に応じた指導が進められ、わかる授業が行えるものと考えております。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） より必要度の高いところに人員を扱っていくということ、またこれを通して個の学習の効果がより上がっていくだろうということ、大変期待をしております。

この協力指導員と担任の先生方との連携、これどのように図られていくのでしょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 協力指導員につきましては、教材研究と、それから担任などとの打ち合わせができるように、小学校では70時間、中学校では35時間を基準に時間を確保しております。その時間の中で、指導方法や役割分担、児童・生徒への支援の仕方などの打ち合わせを行っていくこととなります。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 担任の先生、やはりクラスの状況、一人一人の家庭の状況も含めて、よく存じられているというふうに思いますので、ぜひその担任の先生の方とよくよく連携を通しながら協力して、ぜひ一人一人の学力向上に向けて頑張ってくださいなというふうに思っております。

このよりわかる授業の実施というようなこと御答弁いただきましたけども、具体的によりわかる授業、どういったものを展開されるおつもりなのかお伺いいたします。

○学校教育部参事（石井卓之君） 担任は、学習の狙いに沿って1時間の授業を進めてまいります。それに対して、協力指導員は授業の内容を理解するのに時間のかかる児童・生徒がおりますので、その児童・生徒に寄り添って問題の意味を説明したり、考えるヒントを出したりするなど、より多くの子供たちにわかる授業をするように進めていきます。

また、一方、クラスの中には学習進度の早い児童・生徒もおりますので、そういう児童・生徒に対しましては、発展問題に取り組むときに、例えば協力指導員が答え合わせをされていて、その間に担任がほかの子を指導する、というような多様な展開ができることと期待をしております。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） 大変よい取り組みだというふうに感じました。一律に、一方的に授業を進めるわけではなくて、そのクラスの中でもそれぞれ達成度のレベルも違います。それに合わせた形で、進んでる子は進んでる子なりに、おくれる子はおくれる子なりに、そういった協力指導員の方がバックアップをすることで、より学力の向上が望めるということ、大変すばらしい取り組みだというふうに思います。

それと、あとこの授業のマネジメントは誰が統括して行っていくのかということ、これ学校の校長先生なのか、それとも中学校グループ全体で誰か統括がいるのか、それとも教育委員会なのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

○学校教育部参事（石井卓之君） 基本的には各学校の校長が実態を把握いたしますが、指導室がその上の全体を統括しまして各学校の実態を把握してまいります。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） ぜひ指導室のほうも、より細かく目くばせをしていただいて、各学校間または各担任の先生、また協力指導員の方々との連携、強化、そういったものにぜひバックアップをしていただきたいと思います。

その指導方法の改善、工夫ということなんですけれども、こういった体制で進めていくのかということ、またその軌道修正を図っていく担当者はどなたがなされるのかということ、この点についてお伺いをいたします。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 学力向上を推進する多様な取り組みが効果を上げるように、まず委員会を設置した上で、児童・生徒及び教員の実態、それから取り組みに対する成果と課題を明確にし、指導方法の改善、工夫や取り組みの変更を、指導室が中心となって各学校に示してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**20番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

それと、次に今非常に学校の先生、さまざまな日常業務が煩雑で、多くて大変忙しいというふうなお声もいただいております。こういった協力指導員の方の協力を得られることによって、この担任の先生の日常業務の負担がなされるのか、そういった効果があるのかどうか、この点について伺います。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 協力指導員は、個に応じた授業をより一層進めていくために配置しますので、担任の日常の業務の軽減には直接つながるとは考えておりません。しかし、一人一人の子供がわかる授業を受けることによって学習意欲が高まることは、これは教員のやりがいにつながりますので、大きな効果があると期待をしております。

以上でございます。

○**20番（佐竹康彦君）** 学校の先生は、人を育てること、人を教えることに対して大変なやりがいを感じていらっしゃる方々ですので、そういったことで目に見える形で出てくるということについては、非常に効果があるというふうなお話でございました。負担軽減が難しいというお話でございましたけれども、ぜひそういった面で忙しくても充実して先生方が張り合いとやりがいを持っていけるような、そういった形でお進めいただければなというふうに思っております。

この協力指導員そのものなんですけれども、どのような資格を持つ方がやられるのか、例えば教育現場に前にかかわっていらっしゃるけれども、その現場から離れて久しい指導員の方の場合、どうやってスキルの向上を図っていくのか、この点について伺います。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 協力指導員は、教員免許所有者となります。配置する協力指導員の中には、御指摘のとおり教員経験はありますけれども、長く現場を離れている方もいると考えられます。そこで、担任と授業を通して学ぶとともに、教育委員会が実施いたします研修会にも積極的に参加をしていただいて、指導力の向上を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○**20番（佐竹康彦君）** ぜひ、その点よろしく願いいたします。やっぱり10年前、20年前に比べても、やはり現場の感覚ですとか現場の教材、内容、またその方法についても、進化、進展が見られてると思いますので、ぜひ志あってこういった授業に取り組んでいただく方々ですので、そのスキルアップ、研修会等を通して、ぜひ向上していただければなというふうに考えております。

続いて、学習支援員のことなんですけれども、小学校全校に1名であるということでもございました。いわゆる学級崩壊と言われるような、秩序維持の難しい学級のサポートに入るということでもよろしいのかどうか。また、その具体的な業務につきまして詳細をお伺いしたいと思います。

○**学校教育部参事（石井卓之君）** 各学校では、特別な支援を必要とする児童への対応とか、それから規範意識が身につけていないために離席をする児童への指導など、1人の担任が対応することで授業が中断したりする

事例が今ふえてきております。そこで、校長が指定する特定の学年に学習支援員を配置して、担任の補助をすることで学習環境を整え、学力の向上を図りたいと考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） これも、校長が問題があるという特定の学年に配置をするということでもございました。わかりました。

それで、そのサポートに入ったこの学習支援員の方、例えば保護者の方とお話し合いの場があるとか、また保護者の方と連携をして何か事を進めていくのかという点、この点についてはどのような状況になるのかお伺いしたいと思います。

○学校教育部参事（石井卓之君） 保護者との連携は、基本的に学級担任が行うこととなります。学習支援員は、保護者と連携を直接図ることは想定をしておりません。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） あくまでクラスの責任者は担任の先生、また校長先生ということなんだというふうに理解しました。

こういった秩序維持の難しい学級の場合、市民の方からの声でスクールカウンセラーにたびたび相談したんだけど、解決しない事例があるというようなお声もございました。こうした事例に対して、学習支援員を配置することで、どのような改善が図られることが期待されるのでしょうか。また、学外のより高度なカウンセリングで対応してくれる機関と連携を図るということで、学習支援員、担任、スクールカウンセラー等、解決しづらい事例について、より事態が好転することが望めるんじゃないか、このように考えているんですけども、この点についてはいかがでございましょうか。

○学校教育部参事（石井卓之君） 学習支援員は、学習環境を整えることが主な目的となります。学級の荒れを起こさないようにするためには、やはり日常の学校の取り組みが重要であります。また、教育委員会では本年度より教育相談員や学校支援室の職員、それから指導主事がチームを組んで、学級の荒れの未然防止を図るための取り組みを始めているところでございます。また、次年度から配置しますスクールソーシャルワーカーも、学校と保護者、それから関係機関をつなぐ働きが期待されております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

さまざまなチャンネルを用意して、メニューを用意して、ぜひこういった学習しやすい環境を整備していただきたいと思います。このように思っております。ぜひ、よろしく願いいたします。

続きまして、放課後等補習教室、やまとっくん とっくん塾についてお伺いをさせていただきます。

各中学校それぞれの実情に合わせたあり方で行われるということでございます。科目については、国語、数学の基礎、基本というようなことでもございますけれども、それがどのようなことで、どのような教材を利用し、どのような指導法をするのかということ、現時点で具体的なことがおわかりなようでしたら、ぜひ教えていただければと思います。

○学校教育部参事（石井卓之君） 対象学年ですが、全学年を予定してる中学校が4校、それから1年を予定してる学校が1校と聞いております。それに合わせて実施教科も数学、国語、英語など、学校の実態に合わせて選択をまいります。それから、参加する生徒の実態に合わせて、例えば小学校の教材を使ったりとか、または中学校で中学生のドリルを購入して使用したりすることになると思います。また、次年度、東京都の教育

委員会がベーシック・ドリル中学校版をつくるというお話も聞いておりますので、それができた際には活用していきたいと考えております。また、放課後の主な指導員は、大学生や地域、それから保護者の方を想定しております、定期考査前や、それから長期休業中の場合には教員も積極的にかかわりたいと考えております。

以上でございます。

○20番(佐竹康彦君) ありがとうございます。

小学校の教材もあえて使うということだと、やはり基礎学力の定着ということ、これをしっかりやっていただけるのかなというふうに思っております。また、地域の方々、保護者、大学生等々、さまざまな形で志のある方、ぜひ多く参加していただけるように、アナウンス等もぜひ力を入れていただきたいというふうに思っております。

それと、あと次に学習進度の調整ということ御答弁でおっしゃっておられました。どのような方法をとるのかということについてお伺いをしたいということと、あとこれと関連して、例えば大学教育の現場では、ポートフォリオシステム、こういうのを導入いたしまして、学習成果を可視化しつつ、その到達度を把握し、学生みずからが学習成果を反省しつつ、ステップアップを図っていく、こういった取り組みがなされているようです。

このポートフォリオというのは、よく金融業界のほうで使われる用語なんですけども、教育現場のほうですと、これは書類入れとかファイルを意味する言葉で、このポートフォリオ評価ということは、学習活動において児童・生徒が作成した作文、レポート、作品、テスト、活動の様子がわかる写真やVTRなどをファイルに入れて保存する方法、こういった定義がなされているようでございます。

こうしたポートフォリオを活用した学習評価というものが、学習の課題で出てきたもの全てを保存するというより、残す意味があるものを選んで、子供自身の目の前でファイルすることを通して4つ効果があるということ。1点目が、子供が達成したことが何であるか、子供自身に明確に伝えられる。2点目が、どうしてそれが高く評価されることなのかというのをわからせる。3点目が、子供の達成感や自尊心、あるいは自己効力感を高める。4点目が、次の課題が何であることを示して、自分の学習活動をコントロールするためのメタ認知を育てることを意図する。こういった定義がなされているそうです。何を残して学習効果を最大限にアピールするかという意味で、いわゆる金融業界の証券ポートフォリオと通底する用法であるというようなことでございます。

先ほどの大学のポートフォリオというのは、ICTを活用した大規模なものでありまして、これを実際の学校教育の現場で持ってこられるものではないと思うんですけども、考え方とか方法論、大いに参考にすべきであるというふうに思っております。義務教育の現場においても、相互学習の場でこういったものを利用した学習状況の把握が行われてる事例があると聞いておりますし、またこのポートフォリオ評価というものにつきましては、レベルの目安を数段階に分けて記述して、達成度を判断する基準を示すルーブリックというようなものを活用して、評価軸をあらかじめ示して評価基準の情報共有を図るということもやっているようでございます。こうした事例を参照しながら、とっくん塾に参加する生徒の方々が自立的に学習に取り組んでいくこと、その学力の定着と向上を図る、こういったシステム構築を考えるべきだと思いますけれども、この学習進度の調整という点と関連して、この点についていかがでございましょうか。

○学校教育部参事(石井卓之君) 現在、小学校では東京ベーシック・ドリル、今算数を中心に使っておりますが、このドリルも同じように、現在自分の進度がわかっていて、どこにつまずいていて、どこに課題があるか

ということが診断できるものとなっております。このベーシックドリルを中学校へ進学する際、その情報を中学校に上げることによって、今御指摘をいただいたような効果を発揮できると考えております。

また、ポートフォリオにつきましては、総合的な学習の時間で子供たちも活用しておりますので、その使い勝手がいいように、また中学校でも自分で学習の記録をとりながら、振り返ることができると考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

上から押しつけられて勉強してるんだということではなくて、自分がこの学習をコントロールできる、自立的に、自発的にやれるような形にしていけば、学習力の定着ということにもつながっていくと思いますので、今までのお取り組み、ぜひ強化、充実させていただいて、このとっくん塾、さらに成功させていただければなというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

続きまして、理数教育のことについてお伺いをさせていただきます。

御答弁にありました第九小学校と第三中学校の取り組み、この詳細を教えていただきたいということと、こういった取り組みを市内全校へ展開、どうやっていくのか、この点についてお伺いをいたします。

○学校教育部参事（石井卓之君） 2校が取り組みましたこの取り組みなんですが、東京都からは校内研修を行うこと、それから地区公開講座、公開授業、ワークショップを行うこと、それから夏季研修に協力すること、この3点が義務づけられております。校内研修に関しましては、九小では学習指導研修会を行いまして、校内の理科に関する特に指導力の向上を図りました。三中では、評価方法研修会と理科室の安全な使用の仕方ということで、他校の先生方を招いて指導しました。また、両校とも地区の公開講座を実施をしております。九小では、ウミホテルの実験をしております。三中では、答弁させていただきましたが、ゲルマニウムラジオの作成をしました。また、夏季研修では、理科の指導法や、それから郷土博物館との連携をしながら、市内の教員に指導法の研修をしたところでございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） かなり充実したお取り組みをしていただいているなというふうに認識をさせていただきました。ぜひ、こういった事例、市内全校でも取り組んでいただけるような形にしていってほしいなというふうに思っております。

次に、一中グループ、四中グループの算数、数学と補習学習の成果、これについてどのように捉えられているのか、またそれを全市的にどう展開されようとされているのか、この点について伺います。

○学校教育部参事（石井卓之君） 補習学習の成果につきましては、指導者1人に子供たち1人ないし2人程度という非常に少人数で学習ができるので、子供たちは自分のペースで進められて非常によくわかって、継続して参加をしているところであります。また、昨年度、四中グループの中学校では、3年生に限定をして実施をしたところなんですが、希望する高校に見事全員合格できたという成果が上がっております。また、小学校から通っている子供たちは、そのまま中学校でもぜひ参加したいということで、1年生の継続参加が進んでおります。今年度は第五小学校がまたPTAや地域の協力のもと、土曜日の補習学習を始めております。このように市がトップダウンでやるのではなくて、実態に合わせて各中学校グループ等が進めていただければ、一番いいものができ上がると考えております。

以上でございます。

○20番(佐竹康彦君) この取り組み、大きな成果が出ているんじゃないかなというふうに認識をさせていただきました。ぜひ、こういったお取り組みも強めていっていただきたいなというふうに思っております。

それと、あと郷土博物館を利用した自然観察ですとか、プラネタリウムでの理科教育の推進、その成果と今後の取り組みについて、ぜひこの市の考え方、また詳細についてお伺いできればと思います。

○学校教育部参事(石井卓之君) 市内には、狭山緑地という非常に豊かな教育環境がございます。自然関係の中では、自然観察や自然のものを利用したものづくり、例えばドングリ笛とか葉っぱのしおりなどを行い、事前に作成したワークシートも活用しながら、児童が考え、発見できる体験的な学習を進めているところであります。

また、プラネタリウムなんですけど、小学校4年、6年の学習を中心に放映していますけど、それ以外の学年についても希望がある場合は放映に応じていただいております。また、学校へ出張授業に出向いて話をしたりとか、星空ボランティアの協力を得ながら、望遠鏡を持参して太陽などの観察もしております。非常に子供たちは興味を持って学びが進んでおります。

以上でございます。

○20番(佐竹康彦君) 当市としては、こういった座学ではなくて、実際に表に出て自然に触れて虫を観察し、そこから何かしらの法則等を発見していこうと、そういった素養を育てるために非常に重要なお取り組みをされているなというふうに認識をさせていただきます。

それで、次に東京都の理数科目の基礎学力定着を図る学力ステップアップ推進地域、こういった事業が次年度予定をされているそうでございます。この指定事業につきまして、その詳細、市のほうで現在捉えられている部分についてお伺いをさせていただきます。

○学校教育部参事(石井卓之君) 今現在、我々が把握しているところでございますけども、東京都が計画している内容といたしましては、指定した区市町村に3年間、外部人材を派遣を行いまして、小中学校の算数、数学、理科における教員の指導力の向上、算数、数学における児童・生徒の基礎学力の向上を図るというものでございます。さらに推進指定地域では、成果を全都に普及することによって、公立の小中学校の児童・生徒の基礎学力の向上の定着を図るということが狙いとなっております。

以上でございます。

○20番(佐竹康彦君) これについては、その事業のその予算というものが、今現段階でおわかりでしたら教えていただければと思います。

○学校教育部参事(石井卓之君) 今現在、1地域当たり1,199万が予算だと伺っております。

以上でございます。

○20番(佐竹康彦君) 大変大きな予算で、充実したプログラムが予定されているということでございます。先ほどお伺いしました東大和市の理数教育の教科の取り組み等、お伺いいたしますと、非常に東京都の他地域に比べても、非常にポテンシャルがあるんじゃないかなというふうに考えております。こういったこれまでの市の取り組み、特性を生かして、こういった新規事業に指定されるように、ぜひ努力をしていただきたいというふうに考えるんですけども、この点について市の御見解はいかがでございますでしょうか。

○学校教育部参事(石井卓之君) 平成26年度の東京都の学力調査におきましては、理科は小学校で0.3ポイント、中学校で2.2ポイント、前年度よりも平均に近づいてきております。当市はこれまでも、先ほど述べたような理科教育の充実を図っておりますが、今後も今まで以上に積極的に東京都の事業を活用し、児童・生徒の

学力の向上を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ぜひ、こういった新規事業にも採択をされて、東大和市、予算もいただいて、さらに充実した理数教育の進展が見られるように、御努力をお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、防犯カメラの件を伺います。

御答弁いただきまして、全小学校に4台設置をされているということでございました。東京都として、新たに平成27年度から学校校舎への防犯カメラの設置事業があるというふうに聞いておりますけれども、これについての詳細はどのようなものか、お伺いいたします。

○学校教育課長（岩本尚史君） 現時点では、3点確認しております。1つは、小中学校の校門等への防犯カメラの新設及び更新が対象となること。2つ目は、補助率は更新の場合は3分の1、新規の場合は2分の1としまして、補助の上限額は別途定めること。3点目としまして、事業期間は平成27年度から平成30年度の4年間を予定しているということです。なお、詳細は今後、補助要綱等で示されるということ聞いております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

その更新ということも入ってるということなんですが、今小学校に取りつけられてる防犯カメラにつきまして、その更新時期がおわかりになりましたら教えていただければと思います。

○学校教育課長（岩本尚史君） 平成18年度の設置から七、八年が経過をしております、ふぐあいが生じた箇所につきましては、その都度、各学校の配当予算の中で対応してもらってる状況です。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 承知をいたしました。

中学校にもつくというようなことなんですけれども、ぜひ市内の安全対策の強化のために、小学校に加えて全中学校の校舎、校門等にも防犯カメラ、新規に設置していただきたいなというふうに思っております。また、更新が必要だというふうに思われるような小学校のものについても、ぜひこういった都の補助を活用して、その更新を図っていききたいなというふうに思っております。昨今、非常に悲惨な中学生を巻き込むような事件もございまして、またまちの安全という観点からも、今までも通学路の防犯カメラの設置事業も進めていただく予定になっておりますけれども、ぜひこの30年度までの事業期間の間に、東大和市としてもこういった事業、取り組んでいただきたいなというふうに思っておりますけれども、この点について市の御見解はいかがでしょうか。

○学校教育課長（阿部晴彦君） 小中学生の防犯の関係でございますと、昨日、市長から答弁ございましたように、平成27年度から計画しておりますのが、小学校の通学路への防犯カメラの設置事業、そちらを今回、予算に計上させていただいています。また、現在東京都のほうで計画されておりますこの小中学校の校門等への防犯カメラの設置事業、こちらにつきましても現在東大和市の中学校からの要望などの状況、それを確認する必要があるということと、小学校での管理状況を改めて確認していききたいと思っております。その上で東京都の事業の詳細を、確認など、調査しながら研究していききたいと考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ぜひ、調査研究をしていただいて、より安心な教育環境を図れるように御努力いただければなというふうに思っております。よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、3点目の高齢者の健康促進施策についてお伺いをさせていただきます。

高齢者における食生活の重要性、大変重要だというような認識をされているというようなことでございました。確かにそのとおりでございます。厚生労働省がホームページで公表しております日本人の食事摂取基準、これ2015年版なんですけれども、この高齢者の項目では、今後、超高齢社会における栄養の問題として、健康寿命の延伸や介護予防の観点から、過栄養だけではなく後期高齢者が陥りやすい低栄養、栄養欠乏の問題の重要性が高まっていると、こういった記述もございます。また、後期高齢者が要介護状態になる原因として無視できないものとして、認知症や転倒と並んで高齢による衰弱がある。この高齢による衰弱とは、まさしく老年医学で言う虚弱、フレイルティを含んでおり、低栄養との関連が極めて強いという指摘。また昨今、認知機能並びに認知症発症と種々の栄養素との関連が報告されてきている、こういった記述もされております。高齢者の食生活のあり方、国としても極めて重要視しているというふうに読み取れることができるわけでございます。

そこで、イの市民の健康に関する意識調査の中で、市民の食生活に関して把握されているということでございますけれども、特に高齢者について、その詳細を教えてくださいと思います。

○福祉部副参事（長瀬正人君） 平成25年度に実施いたしました市民の健康に関する意識調査についてでございます。市民の健康状況及び食育に関する意識を把握するといったことから、市内在住の二十以上の方を対象に実施したところでございます。調査件数は2,000件、回収率は38.8%でございます。回答者に占める高齢者の割合としましては、70歳以上の方が17.8%という状況でございます。食生活に関しましては、13の設問により確認しておりまして、各設問の回答は年代別で集計結果を確認できるといったものとなっております。食生活の設問におきます70歳以上の方の回答の特徴といたしましては、朝食の摂取状況、また家族そろって食事をする回数、主食、主菜、副菜をそろえて食べる頻度等の設問におきまして、ほかの年代と比較しまして高いといった結果が出ております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） そういった調査結果も踏まえまして、さまざま市も啓発活動等、取り組んでおられるようでございます。

bとcの点についてお伺いさせて。御答弁の中にありました宮崎県の都城市の例と、あと北九州市の食育アドバイザー派遣事業の例、この点について市として現在つかんでいるような状況、これを教えていただければと思います。

○健康課長（志村明子君） まず最初に、宮崎県都城市についての事業の詳細でございますけれども、都城市におきましては、食生活の改善を通して健康づくりを担うボランティアとして、222人の食生活改善推進員の方が地区活動を行っているとのことでございます。その内容としましては、地域の方を対象に生活習慣病予防のための講習会や、低栄養予防の講習会を公民館等で行い、1日に必要な野菜の量やバランスのとれた食事などの講話と調理実習を行うとのことであり、参加者の方からは、身近にある食材で簡単にできる献立が学べてよかった、少ない塩分でおいしく食べられる調理方法がわかったなどの感想があったとのことでございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 北九州市の事例についてはいかがでございましょうか。

○福祉部副参事（長瀬正人君） 北九州市の状況でございます。

北九州市では、市内で食育の普及に取り組んでいらっしゃるボランティアの食生活改善推進員という方に、高齢者の食に関する研修を受講していただきまして、約800人を食育アドバイザーに認定しております。この

食育アドバイザーが高齢者宅を訪問して、日常の食生活の栄養バランス、これを確認するとともに、不足する栄養素を簡単に補える食材、また調理法について助言をしているということでございます。対象となる高齢者でございますが、75歳以上の単身または夫婦のみの世帯で痩せている方となっております、食育アドバイザーが自宅の近くから対象となる方を探して、訪問に対する同意を得ているといったことでございます。

以上です。

○20番（佐竹康彦君） 各市でも多くの方がこういったものに参加をされて、高齢者の健康促進、特に食生活の面でのそういったサポート事業に取り組んでいらっしゃるということ、大変参考事例としていい事例なのかなというふうに考えております。御答弁いただいた中では、市としても講習ですとか調理教室等も開いていただいているようでございます。それにつけ加えて、こういった先進事例に学んだ事業に、ぜひお取り組みをいただければなというふうに思うわけですが、この点について市の御見解はいかがでございましょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今それぞれ副参事と課長のほうから、都城市と北九州市のほうの事例等もお話をさせていただきました。市といたしましては、ちょうどここで健康増進計画もできるところでございますので、そういった先進市の事例なども参考にしながら、高齢者の低栄養について正しい知識をより市民の方に知っていただけるように、周知方法等についても工夫してまいるとともに、より効果的な施策事業の展開を含めて、総合的に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

特にこの高齢者の食事のことにつきましては、実際知り合いの高齢者の方に伺っても、その方、大変健康で、日ごろからスポーツもなされてるんですけども、食事でも大変気をつけていらっしゃるようでございまして、周りの例えば独居老人の方の食生活を見ると、本当に簡素過ぎるといいますか、食べることにも興味を持てなくなっているような状況になっているというような事例も間々あるというふうにお聞きしました。ぜひその体をつくるために、体を健康に維持するためにスポーツしたいけども、そのスポーツする段階の体力そのものが少なくなっているような状況に置かれてるような高齢者の方、いらっしゃるかと思います。ぜひ、この食生活の点から改善をして、より健康で長生きをしていただく、また地域で生き生きと老後を過ごしていただく、そういった取り組み、ぜひ市としても今後さまざまな計画を推進していく中で、お取り組みを強めていただきたいというふうに考えております。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 和地仁美君

○議長（尾崎信夫君） 次に、7番、和地仁美議員を指名いたします。

[7番 和地仁美君 登壇]

○7番（和地仁美君） 議席番号7番、和地仁美です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1つ目は、新学校給食センター建設についてです。

私は、これまでも3度ほど新学校給食センター建設について一般質問で取り上げさせていただき、工事見積もり、施設の内容など、さまざまな角度から質問をさせていただいていました。当市において、まさしく大事業と言える新学校給食センター建設事業については、市側のこれまでの答弁や取り組み姿勢から、文字どおり

一生懸命取り組んでいただいているところは承知しているところです。また、現在の当市の学校給食センターの現状、そして子供たちに安心安全な給食を提供したいという思いからも、新学校給食センターの建設は必要だということは十分に理解しているところです。

一方で、公共事業、公共工事を取り巻く環境は大きく変化しており、当定例会の初日に行われた平成27年度の市長施政方針でも、建設費用の高騰のため、より多額の経費が見込まれているとの御発言もあり、当市の大型建設事業においてはとても厳しい市況となっていることは周知のことと思います。

さきに述べましたように、新学校給食センター建設は必要な事業であることには変わりはありませんが、市政全体、将来の財政的なことを鑑みた場合、25億円を超える事業を実施するに当たっては、市民が納得できる説明があるべきと考えます。

そこで、以下の点についてお尋ねしたいと思います。

①公共工事を取り巻く環境が大きく変わっている中で、大事業とも言える「新学校給食センター建設」に関する考え方、方針、市民への説明責任について。

ア、他自治体の入札結果をどのように分析しているか。

イ、当初予算が大幅に変わることはあるのか。

ウ、当初予算が大幅に変わった場合、代替案などは考えているのか。

エ、当初予算が大幅に変わった場合、市民に向けての説明をどのように行おうと考えているのか。市のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

2つ目は、「東大和元気ゆうゆう体操」普及事業の課題についてです。

1月に開催されたタウンミーティングのテーマは、この東大和元気ゆうゆう体操でした。いつものタウンミーティングと比べて、多くの方が参加されていたことから、この体操への関心の高さがうかがえました。また、参加者の皆様の御意見からは、この体操をととても好きなこと、効果があると実感していることが伝わってきて、改めて東大和元気ゆうゆう体操ができてよかった、すばらしいものだと思自自身も感じたところです。一方、参加者の皆様の御意見からは、この普及に関してさまざまな課題があることもわかりました。

そこで、2点お伺いしたいと思います。

ア、参加された市民の皆様の意見から、どのような課題があると考えているのか。

イ、また、それらの意見をどのように庁内で活用するのかお聞かせください。

3つ目は、市の事業の目標設定と部署間連携（横断的な取り組み）についてです。

市はさまざまな事業に取り組んでいますが、その事業範囲が広がっていること、時代の変化により行政サービスへのニーズも多様になっていることから、一つの部署では完結できないものもふえていることは否めません。また、市民の協力、協働なくてはなし遂げられないことも多くなってきていると思います。このような状況で、市ではどのように事業目標などを設定して、取り組んでいるのかを確認させていただきたいと思ます。

①数値目標を設定している事業と設定していない事業がある。

ア、数値目標を設定する、しないの判断基準は何か。

イ、設定した場合、どのような効果があるか。

②今や一つの部署では完結しない事業が多くなっている。横断的に取り組む事業についての目標の共有はどのように図っているのか。

以上、この場での質問はここまでで終了とさせていただきます。再質問につきましては、自席にて行わせていただきますが、3つ目の質問事項は2点目の東大和元気ゆうゆう体操の普及事業の本質的な課題と関連がありますので、再質問は、後半の2つは一緒にまとめた形で行わせていただく場合もあります。よろしくお願いいたします。

[7 番 和地仁美君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、新学校給食センター建設に係る他自治体の入札結果についてであります。新聞報道等によりますと、公共工事については民間事業者の応札価格が予定価格を上回ることによる入札不調が続いているとされております。労務単価や資材価格の上昇が原因と認識されております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、当初の事業予算の大幅な変更についてであります。当初予算の計上に当たっては、現在行っています実施設計をもとに概算工事費を積み上げ、さらに今後の単価の伸びを考慮し当初予算に計上いたしましたので、大幅に変更することはないものと考えております。

次に、当初の事業予算が大幅に変わった場合の代替案についてであります。今後予算額の不足はないと考えておりますが、そのような事態となった場合でも、現在の学校給食センターの抱える諸課題に対応するためには、建設に向けて事業を進めていくことが重要であると考えております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、当初予算が大幅に変わった場合の市民の皆様への説明についてであります。現在の学校給食センターが抱える設備の老朽化や衛生管理、アレルギー対応、個々食器の導入などの諸課題に対応するため、新学校給食センターの建設は喫緊の課題であります。その重要性を鑑み、新学校給食センターの建設について、市民の皆様にご理解いただくため、機会を捉えて情報提供を行ってまいります。

次に、第10回タウンミーティングで把握できました東大和元気ゆうゆう体操の課題についてであります。東大和元気ゆうゆう体操につきましては、現在市内19カ所で体操自主グループが活動しております。今後体操をさらに普及推進していくためには、活動の担い手である体操普及推進員の育成や、活動支援の充実に向けて取り組んでいくことが課題であると考えております。

次に、参加者からの意見の活用についてであります。参加者の皆様からいただいたさまざまな御意見につきましては、東大和元気ゆうゆう体操のさらなる普及推進に向けて、会議等の中で参考にさせていただくなど、有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、市の事業の目標設定についてであります。市の個別計画の事業におけます数値目標につきましては、個別計画の趣旨に基づき、それぞれの計画の中で判断をしているところであります。また、数値目標が定められている場合には、達成目標が明らかになりますことから、その成果の把握に効果があると考えております。

次に、横断的に取り組む事業についての目標の共有についてであります。個別計画を策定する際には、庁内に検討委員会等を設置した中で、関係部課との連携を図ること、また計画案について各課に意見募集を行うなど、情報の共有を図っているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、新学校給食センター建設に係る他自治体の入札結果をどのように分析しているかについてであります。公共事業をめぐっては、東日本大震災の復興事業に加えて、東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う需要などにより、労務単価や資材価格の上昇が影響し、入札不調の事例が生じていると認識しております。国は平成26年2月に公共事業の入札不調が増加している状況を踏まえ、公共事業の予定価格の算出で労働者の賃金の基準となっている労務単価について引き上げを行いました。さらに、平成27年2月にも、国は同様に公共工事の入札不調がふえている状況から労務単価の引き上げを行いました。

次に、当初の事業予算が大幅に変わった場合、代替案などは考えているかについてであります。今回、新学校給食センター建設事業費が実施計画時の額より増となったことに伴い、給食センター方式以外の自校方式や親子方式、デリバリー方式等の他の給食方式との比較検討を行いました。その結果、経費的にも、実現性の点においても、現在進めている給食センター方式がすぐれているとの結論に達しました。また、労務単価等の上昇を勘案し、東京オリンピック・パラリンピック開催以降に学校給食センターを建設し、それまでの間、現在の学校給食センターの機能を維持させることも検討いたしました。その結果、現在の学校給食センターの維持保全にかなりの経費を要すること、また今後の労務単価の予測が難しく、東京オリンピック・パラリンピック後に労務単価等が下落しても、それ以上に維持保全に経費がかかることもあり得ること、さらには消費税率の改定の影響があることから、予定どおり学校給食センターを建設することといたしました。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 御答弁、ありがとうございます。

それでは、順次再質問させていただきます。

最初に、新学校給食センターの建設についてですけれども、来年度の話の中で大型事業の一つとして、（仮称）総合福祉センターの件なども、施政方針やさまざまなお話ありましたが、当市が直接やっている入札ではありませんが、不調があったために現在4カ月ほどおくれるというような御発言もあったこともあり、当市みずから行っていく、この学校給食センターの建設についても、その額ですね、あと実現性という意味で少し正直なところ不安があるのかなと思っています。

一方で、先日、第二給食センターのほうを見学させていただきました。非常にかわいそうなのか、すぐにでも改善しなきゃいけないだろうなというのは一目瞭然の状況でして、その現実とこの財政的なところの間で、どのような形で納得感というか、落としどころというか、そういった部分を図っていくのかなというところを、ぜひわかりやすい形で、私自身も、それから市民の方にも理解していただきたいということがあり、今回はこの質問を取り上げさせていただきました。

早速、1つ目なんですけれども、今年度は実施設計にかかって、もうすぐたしか完成するというか、状況だと思えますけれども、来年度はいよいよ建設という形に入ると思えます。建設をやっていただく事業者の方を決定するに当たっては入札が行われると思えますけれども、いつごろどのような方式で行う予定か教えてください。

○建築課長（中橋 健君） 6月の本契約に向けて、スケジュールをただいま調整しております。詳細につきましては、今後の指名業者選定委員会において、発注方法等について検討され、契約に向けて手続が進むと考えております。今後も建設に向けて事業が執行できるよう、関係部署と調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番(和地仁美君) 関係部署といろいろと検討して決定していきたいという御答弁でしたけれども、私はぜひこれジョイントベンチャー、JVでやっていただきたいと。それで、このような大きな事業というのも、東大和市、公共事業に限らず、非常にウエートの高いというか、市内全体を見てもそう思いますので、地元業者の方を数社入れることを条件とするような入札方法をとっている自治体の例も多数見ておりますので、ぜひとも地元業者を何社か入れることを条件とした形での入札条件にさせていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○総務部長(北田和雄君) 新学校給食センターの入札方法ですけど、具体的にはこれから検討というふうになりますが、今検討している段階ではありますけども、額の大きさなどから考えて、入札方法は一般競争入札を一応予定しております。その場合に、やはり地元の事業者の方の参入の方法を何らか検討しなきゃいけないというふうには考えてます。今お話のありましたジョイントベンチャーも、その一つであるという認識は持っております。

以上です。

○7番(和地仁美君) 前向きな御答弁、ありがとうございます。ぜひとも地元にも、地元の経済的などところにも寄与できるような大きな事業という形にさせていただければなというふうに思っております。

次に、事業費についてなんですけれども、当初この新学校給食センターを建設する建設事業の一番最初に、私も議会に対しても説明をいただいたときに、その事業費が25億3,200万円という形でお示しいただいたと思います。その後、私が何度か一般質問に取り上げさせていただいた中の過去の教育長の御答弁で、業者からの見積もりをとり直したり、建築単価を見直して事業費の精査に努め、概算で約23億3,000万円ぐらいまで見積もりを見直して、その後、この額を平成26年度から28年度までの東大和市実施計画に掲載したという御答弁が過去ありました。今までに、現在までには昨年度の基本設計130万円、あと実施設計のほうで約2,850万円だったと思いますが、その金額を実際にもう執行してるわけですので、それを差し引きますと大体、当初の教育長が見直しをしたという御発言から、今の使った部分を考えますと約23億円が事業費として今後、建設などに充てられるのかなというふうに私は考えておりますが、昨今の市況や入札の不調の状況からして、この予算内で新学校給食センターの建設は計画どおり進むと考えているのでしょうか。

先ほどの市長答弁のほうは、当初予算、予算を超えることはなくという話でしたが、ちょっと具体的な数字が見えてきませんので、そのあたりを御説明いただきたいと思います。

○建築課長(中橋 健君) 平成26年度から28年度の実施計画では、23億3,000万円で計上しておりましたが、その後、平成26年11月に策定しました平成27年度から29年度の実施計画では26億4,400万円で計上しております。これは基本設計の中で、委託業者のノウハウをもとに、市場単価を加味した一般的な建築単価を面積に掛けるなどして算出した概算金額であります。また、当初予算に計上しております工事請負費につきましては、基本設計から実施設計へと具体化しつつある中で、また建設費等の高騰などから、平成26年11月に策定しました実施計画の額より増となっております。予算金額につきましては、単価上昇を想定し算出しておりますことから、今後想定を大きく上回る変化がなければ、予算金額の範囲内で執行できると考えております。また、契約直近の単価をもとに工事金額を今後算出してまいりますので、入札不調もないと考えております。

以上でございます。

○7番(和地仁美君) 平成27年から29年の計画の中では26億4,400万円ということですので、一番最初に事業について御説明いただいた25億3,200万円を、既にここで26億4,400万円という形で上回っているんですけど

も、まだ来年度の予算については審議もしておりませんし、それが通る通らないという部分ではありますが、予算案の中では建設についてのさまざまな予算が計上されておりますけれども、その予算案どおりに進めるとした場合、今まで使った分、もう簡単に言います、今までに使った分と予算案に載っている給食センターの建設に関する数字、全てを足すと全部で幾らになるか教えてください。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 学校給食センターの建設事業にかかわる、まあ本格的に動き出したのが25年度の基本設計でございます。契約額でいくと136万5,000円。平成26年度、今年度は実施設計に移っておりまして、契約金額は3,078万円。そして今、建築課長から御説明ございましたが、昨年11月に策定いたしました実施計画書は27年度から29年度が26億4,400万円でございます。それに対して、平成27年度の予算書に掲載しております27年度、そして28年度の債務負担行為を合わせますと30億5,000万となっております。

以上が主なものでございます。

○**7番（和地仁美君）** 30億を超えたということで、いろんなところから数字を引っ張ってくれば、私たちというか、ああそういう数字なんだというふうにはわかるんですけども、給食センターについては、機会を捉えていろいろと全員協議会やさまざまなところで御説明いただいておりますけれども、その数字に関しての部分でいいますと、一番最初になぜセンター方式にしたのかというのを、自校方式、親子方式、センター方式のいい点、悪い点など、メリット、デメリット、それから額が一覧表になったもので、議会側にも説明していただいたときの25億3,200万円という総額を見た後から、こういう公式的な場で、全総額的な、今30億円を超えた金額を聞いたのは初めての機会だなというふうに思うんですけども、その財源の内訳なんですけれども、どういった内訳でその額、まあ国庫や都からの支出というか、補助的なものもあると思いますので、来年度でいいですかね、来年度の予算が11億6,100万円ほどになっていたかと思っておりますけれども、その内訳について教えてください。

○**給食課長（梶川義夫君）** 平成27年度の予算に計上しております学校給食施設整備事業の財源の内訳の関係でございます。事業費としては11億6,168万1,000円となっております。こちらの財源といたしまして、まず国庫支出金といたしまして、学校施設改善交付金がございます。こちらが1億2,035万7,000円でございます。2点目、都支出金といたしまして、市町村総合交付金、こちらが670万円でございます。それから3点目、その他の財源といたしまして、施設整備基金の取り崩しがございます。こちらが2億2,000万円でございます。続きまして、地方債といたしまして、学校給食センター新築事業債、こちらが7億9,740万円でございます。残りが一般財源でございます、1,722万4,000円でございます。

以上でございます。

○**7番（和地仁美君）** 国庫支出金、学校施設環境改善交付金ですかね、それが1億2,000万円ほどで、都の市町村総合交付金がわずか670万円という、予想していたものよりも大分これ額が低いんですけども、これらの額を決める基準というか、算定方法などがありましたら教えてください。

○**給食課長（梶川義夫君）** 私のほうから、1点目の国庫支出金の算定の方法につきまして御説明させていただきます。国庫支出金でございます学校施設環境改善交付金でございますが、こちらは基本的に給食の提供を受ける児童・生徒数によりまして金額が決まってくるものでございます。まず、2つありまして、1つは児童・生徒数に応じて段階的に決められました学校給食施設の基準面積に、鉄骨あるいは鉄筋など構造ごとの基準単価がございます。これを掛け合わせたものが1つです。もう一つは、厨房設備ですとか炊飯施設等の附属施設につきまして、やはり児童・生徒数に応じて段階的に定められました金額、これらを合計して交付を受け

るものでございます。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時46分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（和地仁美君） 最初に私も述べさせていただいたように、第二給食センター、見学に行ったときは、もうあの設備では学校給食基本法で基本的に述べられているような衛生基準も満たせていない状態だということはおわかりましたし、食育という観点からもメニューにも限界があることは十分に理解はしました。早く給食のあるべき姿というか——に合わせたものにしてあげたいというふうには思うんですけども、一方で先ほど30億を超えた額で、事業費が市況の関係もあり上がったというような状況で、財源にも限りはあります。もし入札が不調続きになったとしても、予算を青天井で上げていくということにはいかないと思います。そこで、最初の市長答弁でもありましたけれども、代替案を検討したかどうかについて、検討したということでしたが、その詳細についてもう少し教えてください。

○議長（尾崎信夫君） 暫時休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時48分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○給食課長（梶川義夫君） 代替案の中身でございます。今回、予算編成の段階、過程におきまして、原点に戻りまして、再度、自校方式、親子方式、スクールランチ方式など、ほかの方式等の比較を行いました。労務単価等の上昇によりまして、建設コストの増加傾向につきましては、自校方式及び親子方式も給食センター方式と同様でございますことから、この額が逆転するということはありませんでした。経費的に逆転するということはありませんでした。また、スクールランチ方式につきましては、導入事例を見ますと、今まで学校給食を導入していない自治体を取りかかるといったようなふうに見受けられます。今まで東大和市は、学校給食センターにおきまして給食を提供してきたことから、このスクールランチ方式については、給食の後退になるととれることから採用はいたしませんでした。

こうした各方式と給食センターを組み合わせた方式というのも検討いたしましたが、東大和市学校給食基本計画、こちらの策定以前に検討した比較と変わることはないということでございますので、今回この計画、もとの計画に基づきます給食センター方式が、経費的にも実現的にもすぐれているということで再確認をさせていただきました。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 新しく何かを建てたりするということは、全て労務単価の上昇というものが影響しますので、自校方式、親子方式というものも、同じように当初の予算よりは上がってくるということで、最初に示させていただいた自校方式、親子方式、センター方式のあの額というか、1位、2位、3位ではないですけども、それは同じように上がれば同じだなというのは理解するんですけども、今お話に出ましたスクールランチ

方式というのは、当市の場合は給食というのをずっと長くやっていますので、その仕組みとしては後退をするような内容になるということは理解したんですけども、それについての額みたいなものは、ちょっと試算とかはしてみたりはしたんでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 今回の27年度の予算に建設事業費を計上するに当たりまして、当初の実施計画に載せていた数字から見ても大幅な増額となっておりますことから、今申しあげましたように原点に戻って、またいろんな方針を考えました。その中には、スクールランチ方式、デリバリー方式とか、仕出し弁当のような方式でございますが、こちらにつきましては、さかのぼりますと平成21年度ごろの東大和市の学校給食のセンター運営委員会の審議の中では、先ほど御説明しましたように、今東大和の給食というのは完全給食で、温かい給食が提供されてるということから、そのような方式というのは賛同は得られなかったということで、早々にそれは退けられたような形の計画といいますか、方式でございます。

今回、改めて計算をしますと、この方式は民間の事業者が土地を手当して施設を建て、そこに給食センターと同じですね、それもつくって東大和市の分を届けるというような方式でございます。一定の試算を、過去にいただいた資料などをもとに試算したものでございますが、市が直営で建てるよりは金銭的にはコストは低くなるかなという面はございました。ただし、ほかの市の事例を見ますと、事業者の経営上の問題などで、突如給食の停止ということで、大変大きな問題になった事例も近年ございました。また、業者にとってみれば、投資した金額の回収といいますか、経営的に考えても、その後、数年間、契約を期待するというようなところから、いろいろな面での課題なども最近見えてきているということ。また、新聞などでも出ておりましたが、やはり一度冷まして届けないといけないということで、温かい食事になってきている子供たちにとっては、やはり冷たいとかおいしくないというようなことで、関西圏のほうでも大分新聞で取り上げられてたようなこともございます。そのようなことから東大和では、これは市民から見ると後退に映るのではないか、映るおそれがあるということから、今回も採用しないというふうに判断をいたしました。

以上でございます。

○**7番（和地仁美君）** 今の給食センター、状況は、早く抜け出さなきゃいけないということは思いながらも、普通の建物と違って給食センター、非常に特殊性が高いですし、一生のうちに1回、その建設に出会うかどうかというような、非常にまれなことだと思うので、正直、以前の一般質問では他市の建築の事例であったりとか、その建設コストをどうやって一般的にははじき出すのかというようなところから質問させていただいたこともあるんですけども、ちょっと急速な市況の変化があったりした部分というのは、どれだけ見積もっていいのかという部分が、一般論としては報道などでも出されていますけれども、ざっくりばらんに言わせていただきますと、高いのか安いのか分からないという部分というのはあるんじゃないのかなって思います。

それで今、例えばスクールランチ方式については検討したけれども、こういう理由があったから却下したというか、ここに建設をするということで今進めて、先ほど言った30億を超える額でも進めていくんだという判断になったまでのその過程を、一つ一つ今こうやって答弁で聞いていくと、なるほどなど。じゃスクールランチ方式は、確かにそれは子供たちの食育の面だとかいろいろな面を考えても、それは額でははかり切れない部分があるのかなとか、そういう形に納得というか、理解が深まっていくわけですね。

それで、先ほど申しあげましたように、一番最初に給食センターの建設事業に取りかかるという形で、自校方式、親子方式、センター方式の一覧表を出していただいたときに、メリット、デメリット、それから想定している事業費などを比較検討できるような一覧表を出していただいたんですけども、今回の30億円を超える新学校

給食センターの事業を進める。一般的に考えると、今オリンピックもあつたり復興もあつたり、一番高いときにそれをやって、じゃそれオリンピックが終わつたら、いろいろと建築コストも変わるんじゃないかというふうな評論家の方もいらっしゃる中で、じゃオリンピックが終わつたり、もしくはその工事が一段落して、少し市況が下がってきたときに着手したほうがいいんじゃないかというふうに考える人もいますし、私もそういうふうに思ったことがあるんですけども、例えば今使っている給食センターの修繕、修繕で追いつくような状況ではないとは思いますが、ただ財源に限られている中で背に腹はかえられないので、毎年毎年、5年間修理をして、とにかく一定の安定した形で進めるときに、5年たつたら、例えば毎年4,000万円かかりますと。5年だと2億かかりますと。でも、5年、2億かけても、その後の給食センターの建設コストが2億以上に、もしくは3億とか、おつりが来るぐらい安くできるようになったのであれば、その修理をしながら、だましましみたいになってしまうかもしれませんけれども、そういう試算もしてみたけれども、それはやっぱりこういうようなリスクがあるからやめますというような比較をできるようなことであつたりとか、あとはそうですね、例えば会計上の問題では、例えば減価償却という考え方は余りやられてないと思いますけれども、例えばこの新しい給食センターは50年以上、まあ大きな災害がなければ50年以上はいい状態でやるといつたら、1年間のコストはこれぐらいというふうに思ったときに修繕をやって、5年やるよりは長い目で見たらこういう形がいいですよであつたり、あとは震災など、災害が起きたときのこういうような施設になるというところは、コスト的に見たらこれぐらい市民にとってはメリットのあるところなので、こういう部分なんですよというような、その30億を決断するというか、納得できるような、そういった説明というものをさせていただいたほうがいいと私は思うんですけども、一番最初に比較表、出していただいたような、そういった一目瞭然となるほどなって、もしかしてこういう議員の皆さんが、市民の皆さんから「30億を越す給食センター、建てるらしいけど、どうなの」って聞かれたときに、こうでこうでこうだから、「これは絶対に必要な事業なので、市も頑張つて腹を据えてやってるんですよ」って言えるような、そういったわかりやすい説明というのは今までできてないと思うんですけども、今後そういったような一覧表で示していただいたり、こういうような要因があるから、この事業は進めるんだというような形のものは、御用意というか、説明責任というか、そういうものを果たしていただくような資料というものは出していただけるのでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） ただいま東京オリンピック・パラリンピックの以降に市況が落ちつくのではないかというようなことも、私どももそういう情報にも接しておりますし、また片や、その後、数年間は変わらないというふうな見立てがございまして、はっきりしたところ見通しは難しいという状況でございます。ただ、東京オリンピック・パラリンピックまでの間に、明らかに上がる要素といたしましては、消費税率のアップがございまして、これもかなり大きなコストとなります。また、それまでの間、現施設を機能を何とか維持しながら引っ張れるかということなんでございますけれども、試算も、あるいはシミュレーションもしてみました。ここの第一センター、第二センターにつきましては、既にもう29年から新しいセンターが稼働するという、そういうことを見越しまして、緊急的なもの、そういうものにつきましてはもちろん予算は投入しておりますけれども、大きな買いかえだとか工事、ほかにいろいろとございますけれども、そういうものは控えているというのが正直なところでございます。今後オリンピックまでの5年間、使い続けるということになった場合には、やはりこれまで我慢に我慢を重ねてきた部分、あるいは無理を重ねてきていた部分についても手当をしないと、やはり子供たちの口に入る食品を扱うものでございますので、心配が非常に大きいということでございます。

具体的には、例えば4億円という試算をいたしました。ただ、その中には入っていないものとして、耐震診断すら実はしておりません。耐震診断あるいは耐震診断の結果、工事が必要だというような場合にはその費用、また実質的に保護者の皆様が望んでいらっしゃることは、給食がとまることなんでございませぬけれども、大きな工事が必要になった場合には、夏休みの期間で工期が終了するというのが非常に難しいと考えております。そうしますと、実際問題、給食を提供できない期間が生じてしまうのではないかとというような、そのような試算と申しますか、シミュレーションもいたしました。

今お話をしてまいりましたような建設にかかわる話につきましては、これまでも説明会あるいはホームページに資料とともに、私どもとしては積極的に掲載をして、情報提供してまいったというふうに考えております。今御提案のありました件につきましても、市民によりわかりやすくということを念頭に、情報提供に努めて、ホームページ等で努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 学校給食基本法の中で、先ほど言った衛生管理のところは、今はドライ方式というか、水をジャージャー流してやるウェットではないものというのが、ほとんど主流になっていますし、それを推奨というか、それがあべき姿だと思いますし、あと昨今、話題になっておりますアレルギーに対する部分というものもかなえていかなければいけないというふうには思うんですけども、それらが学校給食基本法の中で述べられたのというのは、何年ぐらい前になるんですか。

○給食課長（梶川義夫君） まずドライシステムの件が、学校給食法の中の衛生管理基準、こちらのほうに取り上げられましたのが、平成15年というふうに認識しております。それから、アレルギーの専用室の関係でございますが、こちらは学校給食法というよりも、国のほうで定めておりますアレルギーのガイドライン、こちらの中にアレルギーの専用室をつくるのが望ましいということで、ガイドラインができたのが平成20年度でございます。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 余りたればの話はしたくないんですけども、平成15年からもうウェットではなくてドライ方式、システムのほうが良いということを言われたということは、当市の学校給食センターというのは昭和40年代に建てますので、もう大分老朽化もその平成15年には進んでたと思いますし、本当であればその時点から給食センターの建て替えというか、いろいろなことを計画して、今のような市況になる前に着手いただければ、同じような環境をより安価に、仕入れは実現できたのではないかと申すように思うと、ちょっと悔やまれるところだと思いますが、今ここにいらっしゃる方にそれをお話ししても、まあ既に遅しということになってしまいますので。

先ほど来年度の予算と28年度に債務負担ということ、数字をちょっと詳細、述べていただきましたけれども、地方債のほうで来年度予算には約8億円ですかね。あとは28年度の債務負担のほうで約19億円という形になりますので、これぐらいの大きい事業になりますと、通常はそういった形の債務で実行されることが多いと思いますけれども、そうしますと給食センターについて、今わかっている数字だけでも約27億円ですかね、それぐらいの借入れというか、債務を背負ってやるわけなんですけれども、市では学校だけのことで、子供たちに関することといえば、ほかの議員の方の質問の中でも、教育のことであったり、あとは総合福祉センターの福祉関係であったり、いろいろさまざまなことをやらなきゃならないということは当然なんですけれども、当初25億3,200万円だったものが30億円を超えるという市況の影響とはいえ、5億以上も、5億近くですかね、

大きな想定外というか、予想外の財源を必要とするような事業になってしまったということに関して、給食センターを、例えば5年後とか10年後とかに、給食センターを建設したからこの事業はできないんだとか、そういうようなこととか、本当はやんなきゃいけないことが、それによって足かせになってできないというような状況は、絶対にあってはならないと思うんですけども、例えばこのような大きな事業の5億というような差額が出たことに関して、何を削ってそういうふうにしていくのかとか、そこら辺の今後の事業に対する影響とか、そういったことをどのようにお考えになっているのかを教えてくださいたいと思います。

○企画財政部長（並木俊則君） 財政の全体のこともありますので、私のほうから御答弁申し上げます。

何年か先、5年、10年後というようなお話をする前に、今回27年度の当初予算案を市長のほうから御提案申し上げますところでございますが、まずその27年度の予算につきましても、金額的には給食センターの建設費用を増加してございます。それにつきまして、ほかに影響する事業というところのお話でございますが、基本的にはこの事業に影響したとかということは、私どもは影響が及ぶようなことは予算編成ではやってございません。

それじゃ、どういうふうな形でその部分に対応したのかというと、いろいろな手法を使って、私ども財政のほうで予算編成してございますが、大きくはこのようなことを見越したというところはなかなか考えつかなかった部分はあるんですが、基金の取り崩し、施設整備等基金の取り崩しを、少し多く取り崩しをしてるというような方法をとっております。これにつきましては、今までこのような大規模な事業を一遍に27、28でやるということは当市ではありませんでしたので、積み立て基金を少しずつでございますが積み立てを行ってまいりまして、大規模事業に対応するというような手法をとってまいりました。27年度につきましては、他の事業に影響はないというところではございましたが、全体的に施策の優先順位を踏まえまして予算編成してございますので、ほぼ実施計画の事業も予算化のほうにこぎつけてございますので、大幅な影響はないというふうにご考えてございます。

今後、5年後、10年後に影響あるんじゃないかという、そういうふうなお話でございますが、これにつきましては私ども施策の判断の中でも、今後の事業については当然優先順位ありますし、その時々々の社会経済情勢の状況も判断しながら事業を進めてまいりますので、そのような先をも見通した中で、予算編成をしてるということでございますので、それについてはいろんな財源の確保、また先を見通した中でいろいろな財政的な手法を使うということで対応してるところでございます。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 今回、給食センターのことを取り上げさせていただくのは最後になればいいなと思ってるんですけども、御答弁でいただきましたように、当初予算よりも大きく事業費のかかる本当に言葉どおりの大事業になると思います。それで、そこに至った経緯というのは、今のいろいろな御答弁を聞かせていただくと、なるほどなという部分もありますし、やはり子供たちに安心安全なという部分と、今給食に求められている意義というのは、食育であったり、あとはいろいろなもの、ほかの東京の区部のほうの一自治体では、そこで世界の文化を食を通して学ぶとか、いろいろな位置づけになってますので、早く東大和市の子供たちにもそういったいろいろな面で充実した給食を提供できるような環境にしてもらいたいというのがあります。

ただ、今回、給食センターを取り上げましたけれども、先ほど言いましたように平成15年からドライ方式というのを文科省のほうでは推奨している中で、ちょっとあの後、老朽化を見ると、給食センターを建て替える、もしくは新しく建設するという判断が、本当に大震災が起こるかオリンピックが決まるというのはその当時

わからなかったと思いますが、それがあつたなかつたにしても現状の給食センターを見ると、その平成15年のころに建て替えを判断してもよかつたんじゃないのかなというのが率直な私の感想です。ここにいらっしゃる方というところは、関連する関連しないというのは難しいと思いますけれども、この事業一つを見たときに、ほかの今後のこの市の大きな将来に影響するような事業の判断というものは、これを教訓にさせていただいて、間違つたとき、もしくは手おくれになつたときというときではなく、適正な形で判断して市政を運営していつてもらいたい。これは給食センターは一つの事例であるという、高い学習代になつたかもしれませんが、そういうふうをお願いしたいなと思います。

また、学校給食に関しては、農水省のやつてる地産地消給食など、メニューコンテストみたいなものであつたり、給食甲子園というようなものも全国にあります。新しい学校給食センターができた暁には、東大和市の市民の人全員が、新しい給食センターができて、いろいろと東大和も有名になつてよかつたというような、二次的な喜びも味わえるような取り組みを、ぜひしていただけたらなというふうに希望いたします。

1点目の再質は以上です。

次に、ゆうゆう体操の普及についてのほうの再質問に入らせていただきたいと思いますが、東大和ゆうゆう体操は介護予防事業の一つであると、いろいろある中の一つであるというふうには思いますけれども、このゆうゆう体操を介護予防事業のどのようなところに位置づけているのかを、再度確認させてください。

○福祉部参事（広沢光政君） 東大和元気ゆうゆう体操、こちらの介護予防事業におけます位置づけということですが、ゆうゆう体操につきましては、介護予防事業におけます一次予防事業、健康な方を対象に発病そのものを予防するという取り組みでございますが、その一次予防事業として位置づけて事業を推進しているところでございます。そもそもその元気ゆうゆう体操自体が、二次予防事業に参加された方が、その二次予防のいろんな教室ございますが、その教室修了後にも身近なところで手軽に、気軽に介護予防に取り組みたいというような要望がございまして、それを受けた中で市民の皆様と東京都健康長寿医療センター研究所、そして市が協力して制作した介護予防のツールの一つでございます。このようなことから市としましては、二次予防事業修了された方、介護予防に関心のある方、そういった方に限らず、年齢を問わず広く市民の皆様にご活用いただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 壇上でも述べさせていただきましたが、非常にゆうゆう体操は愛されているというか、市民の方がとてもいいものだということは、非常に高い評価をいただいているようなふうに印象があつたんですけども、市のほうでは先日のタウンミーティングでも、もしくはこれを、ゆうゆう体操をつくった時点から非常にこれを広めていきたいと、市内の中に広めていきたいということであつたと思うんですけども、先日のタウンミーティングで出ていた声なんですけれども、体操の開催場所が市内の地図上に番号で振ってあるような案内図、案内チラシというんですかね——であつたりとか、いろいろなアナウンスをするようなチラシ類がどこにあるのかわからないというお話があつた中で、市側のほうとしては市役所の2階にある高齢介護課と市内の3カ所のほっと支援センターにしか置いていないというようなお話があつたと思います。広めたいというふうな思いと、そのチラシを置いてある場所とは、ちょっとそごというか、思いとそのやっているアクションが、ちょっと全然、私としては合わないというふうに思うんですけども、その4カ所、市役所を含めて4カ所のチラシの設置というのは適当だと思われてるでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 今、1つ例を挙げていただきました。体操の自主グループの場所を紹介しますマ

ップなんです、こちらにつきましては今御質問者からございましたように、市役所の高齢介護課、私ども2階のほうで配布、あと市内3カ所にあります各高齢者ほっと支援センター、それと見守りぼっくす、こちらでも配布しております。それ以外に、先ほど申しあげました一次、二次の予防教室、介護予防教室ですね、こういったものに参加された方々に、その教室修了後の運動の場の紹介ということも込みで、個別に御紹介をさしていただいているところがございます。元気ゆうゆう体操、こちらを広めたいと、普及したいというようなことは確かでございますが、その前提といたしまして、まず全ての市民の皆様方に体操の存在というものを知っていただくという必要のためには、現在の広報体制、これはまだ十分ではないというふうには認識しております。今後、広報媒体等も含めて研究をしていかなければならないというふうにご考えているところでございます。

○7番(和地仁美君) 先ほど壇上でも言わせていただいたように、その後の数値目標というところの話とちょっとリンクすると思うんですけど、ゆうゆう体操を広めたい、では広がったというのはどういう状況だというふうにご考えていらっしゃるのか教えてください。

○福祉部参事(広沢光政君) 先ほど体操のもともとの制作に至る経過、発端のこともお話しさしあげました。そういったものを加味した中で、広がったという状態についてでございますが、究極的には全ての市民の皆様がゆうゆう体操、この存在を知っていただくことができた、そういった状態ではないかというふうにご考えておりますけれども、先ほど申しあげましたとおりまだまだちょっと十分ではございませんので、市としては今後広報活動を含めて、普及啓発に努めてまいらなければいけないというふうにご考えているところでございます。以上でございます。

○7番(和地仁美君) タウンミーティングのときに参加されていた体操普及推進員の方から、今大体約19カ所で500名ぐらいの方が体操に参加されているという形で、これは高齢者の方、いらっしゃった方から、その場で計算していただいたのかわかりませんが、約2%ぐらいしか普及していないのは、普及しているとは言えないんじゃないかなんていう形の非常に理論立ったようなお話をいただいていた場面もあったかと思うんですけど、先日のタウンミーティングの皆様のお声からすると、体操普及推進員の方の負担が非常に重くなっているのではないかなというふうに感じました。19カ所で毎日どこかしらに行って普及、指導していただくという形になってるようではございますけれども、そこで約40名でしたっけ——ぐらいの方が実際に動かれているというお話も出てたかと思うんですけど、そういった日々の現場の状況を市は把握するというような仕組みはあるのでしょうか。

○福祉部参事(広沢光政君) 現場の状況の把握ということでございますけれども、市のほうとしましては、毎年度、年に1回になってしまうんですが、年度当初に一応各自主グループの会場のほうには訪問させていただいて、現場の状況を拝見させていただいているところでございます。また平成25年度からは、体操普及推進員の連絡会というものを実施いたしまして、今年度は3回開催しているところでございます。こういった講習会の中において、体操普及推進員の皆様からさまざまな意見を伺うと。それとともに、情報交換の場としても活用しておりまして、現場でのいろんなこと、そういったものも私どものほうとしては情報の収集をさせていただいているところではございますが、今御質問者ありましたように、現場を知るというためには、やはりその現場に赴くのが一番ではないかなというふうには私も考えます。人員体制などが許す限り、できるだけ現場に向向いていきたいなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○7番(和地仁美君) これは一つの提案というかなんですけど、ぜひもっと頻繁に現場に行ってください

たいと思います。それで、先ほど3回ほどそういう情報交換の場として、今年度ですか、設けたと言いますけれども、日々気づいたこととかを改めた場所で一気に言うというのは、よほどのことがないと、まあ特に印象的なことでないとその場では言えないと思いますけれども、多分ちょこちょこ現場が動いているところでは、日々の気づきというものを気軽にその場で伝えたほうが効果があったり、あとは迅速に対応できてすぐ解決できたりというものもあると思うんですね。人員のこともあると思いますけれども、例えば新しく入庁された新人の職員の方という言い方がいいんでしょうか、そういう方が市内の全域を歩くとか、回るような意味も兼ねたり、あとは市民の方と直接触れ合って声を聞くというような、機会というような二次的な意味も含めて、そういう若い職員の方が定期的に職場、その体操をやっている現場に赴く、それはもう課をまたいでいろいろな方が行くと、市内の勉強にもなると思いますし、市民の方と直接触れ合うといういい機会にもなると思いますので、そのような形で派遣とかしていただくのもいいんじゃないのかなというふうには率直に感じました。

それで、先ほど言った市民の方からいろいろな意見が出ている中で、1名ぐらい介護予防事業を担当する専任の職員の方はつけていただけない——予算にも関係すると思うけれどもという御意見があったと思うんですが、広がったというのは極論、全市民の方に広がったという先ほど御答弁でしたが、以前、私がこのゆうゆう体操を取り上げたときに、その開発費用ですね、ゆうゆう体操をつくるのが幾らかかって、それで総務省のホームページには、こういう介護予防事業をやっている、これだけ医療費が下がったというような事例、各自自治体の取り組みの事例が出ていて、本市としてはその費用対効果、制作費、開発費とその効果をどういうふうに見込んでいるのかというのを、随分前ですかね——の一般質問で私、取り上げさせていただいたときに、これについては費用対効果とか、そういうものや目標値というものは掲げずに、いいものだから広めていくんだというような御答弁に終始していたことがあったと思いますけれども、その効果というか、いろいろなものを図るという意味で、先ほど究極的には全市に知ってもらいたいということを行いましたけれども、全市に広がるというのが、例えば富士山に登るということだとしたら、最初から富士山に登ることをもし目標にするんだったら、それなりの準備と人員といろいろな費用とか、全てそれを用意すべきだと思うんですね。1年目には5合目まで行こう。じゃ5合目まで行くだったら何が必要で、何人必要だねというふうに、どんどんどんどん現実に落としていくということになると思うんですけれども、そういうものがない中で、じゃ高尾山に登るのか富士山に登るのか、とにかく登ってくれてと言われてずっと走り続けさせられている市民の方は、最初の意欲はありますけれども、どこまで走れば1合目なんだろう、2合目なんだろうというふうに、そういう気持ちになると思うんですね。そういうことを考えますと、4年たった今、例えば参加人数が先ほど大体市内で500名ぐらいだというふうに皆さん把握されている中で、来年度はその場所を、今19カ所だったのを、じゃ25カ所にしよう。25カ所にするんなら、普及員の人はプラス何人必要だね。25カ所になれば、今500人の人が700人になるねというような、そういった数値目標というのは今後も設定する予定はないんでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 東大和元気ゆうゆう体操の目標の関係でございます。先ほども申し上げましたように、ゆうゆう体操そのものの制作された過程というのがございますけれども、参加人数などをもとにして普及率などの目標を設定するということは、今御質問者がお話あった、例えば高齢者人口から要支援、要介護の認定者を除いて、それに対して何%とかいう形で出すことも、出すこと自体はできるかなというふうには思いますが、先ほどの制作過程のお話の中でもあったように、そういった経過なんかを考えますと、ノルマ的に高齢者人口に対して何%の方が出てくればいいというのを目標にするというのは、なかなか難しいのかなという

ふうには考えております。そうであるとしますと、参加人数ではなくて、今お話がありましたように、現在市内19カ所で行ってるその自主グループ、まだない地区もございますので、当初の目的としては近くで身軽にできるということを考えますと、そういった空白地域にも、できればそういうグループができればいいんだなという話になってまいります。そういう意味からしますと、そういう自主グループを何カ所に、何カ所設置するというような目標の設定の仕方はあるんじゃないかなというふうに考えております。いずれにしましてもその活動を継続するという意味では、その目標の設定も含めまして、ちょっと考えていかなければいけないなというふうには思っております。

以上です。

○7番(和地仁美君) 今御答弁いただいて、ぜひとも何かしらこう、1年頑張ったら、ああここがよくできたから、ことはうまくいったねとか、ここを改善すれば来年はもっとうまくいくなみたいな目安というものは、やっぱり頑張っていく上で絶対に誰でも必要なものだと思いますし、ただ今御答弁の中で一つ気になったのが、ノルマ的という御発言あったんですけども、市民の皆様で、自分たちでいいものだから広げていきたいねという形にしたいから、市はちょっと一歩引いた形で、この普及にはかかわってきたというような御説明が多分タウンミーティングであったと思いますけれども、そこに目標を設定することは、市がこうするからノルマ的というのは、ちょっと私は違うかなと思っていて、今普及推進員の方たちがやっていて感じていることであったり、もしくは参加されている方たちが自分たちで、じゃ来年は1.5倍にしようって、みんなでその目標を決めて、それに対して市でどこまで応援できるのかなというふうにやっていくことというのも、目標の設定の仕方だと私は思いますので、やっぱり協働でやっている、これは非常に代表的な事業だと思いますので、数字の設定という部分も、いろいろな形で目標値というのはつくれるんじゃないかなというふうには思います。

今回の市民の方から出た御意見というのは、このゆうゆう体操一つに限らず、今後、市でも進めていこうと考えている市民の皆様との協働という形で参考になる、ひとつ協働でやっていこうというふうに思ったときに、どういうことをポイントとして市民の方と一緒に、対等な形で一つの目標に向かって進んでいけるのかということに、非常に参考になる御意見が出たと思うんですが、今回は福祉部の関係でゆうゆう体操でしたから、職員の方は福祉部の方がタウンミーティングには参加されていましたが、1回目の会議棟で開催されたタウンミーティングのほうには、企画財政部の職員の方も出ていたので、ああ、なるほどな、こういう市民から出た意見というのを総括的に集約して、いいものは庁舎内に広めていくみたいな形なのかなと私は勝手に思ってたんですけども、市民協働という観点で、その個別具体的なことじゃなくて、全体的なことで非常に本質的に意味のある御意見がいっぱい出たと私思うんですが、その内容やポイントというものを、全庁的であったり、すぐに活用できるような関連部署というところに共有したのかどうか、共有したのであればどのような形で共有されたのか教えてください。

○企画財政部参事(田代雄己君) 企画担当部門ということで、私はその当日、出席させていただいておりましたので、私とそのタウンミーティングへ出た中で感じたことをポイントとしてまとめさせてもらっております。

私の中では4点ぐらいあるかなというふうに思ってるところです。先ほどいろいろ御紹介ございましたけれども、1つはゆうゆう体操の普及に当たりまして、市の健康施策と介護施策との関係が明確にというか、一人一人の方まで理解されてないんじゃないかというふうに感じたところです。その関係で、行政としましては、ボランティアの皆様をお願いするに当たりましては、市としてはこういう考え方でお願いしてますよということをお伝えする必要があるのかなというふうに感じました。

また、2点目になりますけれども、1人の方が複数の会場を御担当されてるということもございまして、かなりお疲れ、疲弊しているという御意見もありましたので、やはりボランティアの方にお願ひする量というんですかね、過分な負担があり過ぎていけないのかなということも感じました。

また、3点目ですけど、介護予防リーダーの方から、次世代の方々の育成が必要だという御意見もありましたので、やはりその方々だけじゃなくて、広めることもそうですし、また後進の方を、人材育成という点でも、やはり参考になるのじゃないかというふうに思いました。

最後に、やはり継続していくために、実質的な活動をお願いしているわけですが、ある程度、資材というか、ラジカセの問題だったり電池の問題だったり御意見ありましたが、そういう形でできる範囲で、行政としてもお手伝いをしていく必要もあるのかなというふうに思いました。

あくまでもこれは私が参加した中で感じたものでございますが、参考ということで、協働の担当の部署のほうにはお話はさしていただいているところです。

以上でございます。

○7番(和地仁美君) ここで御答弁はいただけないと思うんですけど、今の確かに参加した中でのポイントというのをまとめていただいたのを関係部署に共有していただいたのは、それは当然と言えば当然というか、市民の方から出たものを吸い上げてポイントを皆さんに知ってもらうということは絶対必要なことだと思うんですが、今のお話の中で、市民の皆様にお願ひする量にはいろいろな限界があるとか、お願ひしてという、お願ひという形の表現をされていた後に、お手伝いという表現がされることは、ちょっと違和感というか、その協働ということを考えてときは、対等なもので、お互いがお互いの役割と一緒に歩いていくということを前提としているとした場合、お願ひをしてるというのは市のほうからお願ひして、市がやりたいということですよ。それに対して、お手伝いをしているというのは、市民の方がやっていることに対してフォローしているという表現になるので、そこら辺をもうちょっと整理整頓していただいて、協働という形で考えていただかないと、やはり市民のやっている方の気持ちと市側の考えていることとそごが出てくるような原因になりそうな、今非常に印象を受けましたので、そこら辺は、まあちょっと御担当が違うと思いますけれども、今回協働の指針、市職員向けのができて皆さんお勉強されるということなので、そこら辺を今後の、この間の意見を生かしていただけたらなというふうに思います。

それで、ほかにも、ゆうゆう体操以外にも市民の方に御協力いただきながら、もしくは協働しながら進めている事業というのがあると思うんですけど、ゆうゆう体操については今目標値というのがありませんけれども、今後検討していただけるというような印象を受けましたが、ほかのものに関しては、例えばごみの有料化などで、ごみのことはとても注目されてる中で、ごみゼロプランというので、1人1日700グラムでしたっけ、700グラムまでごみを削減するまで頑張ろうと言われると、やはり意識の中でわかりやすさというのがあるって頑張りがあがると思うんですね。そういった形で、市民の方が協力したり協働するような事業の中で、数字目標や、わかりやすいそういう目標設定をしているものとしていないものというのがあるんですけれども、そういった目標があるものとないもの、ちょっと具体的なものがありましたら教えていただきたいと思います。

○企画財政部参事(田代雄己君) 市民の皆様にお願ひするものを幾つか私も調べてみたんですけど、活動をお願ひするに当たりましては、その数値目標を明確にしているというところは見当たりませんでした。例えばごみのお話もございましたけれども、廃棄物減量等推進委員の皆様にも、自治会などから選出をいただいて、地域で活動してもらっているわけですが、そのときには地域の環境美化だったり地域の皆様への環境へ

の周知だったり、そういうお願いをしております、明確に廃棄物を1日700グラム以下にしてというようなことではなくて、そういう意識の上でのお願いをしているというようなことでございます。

また、自治会活動なども、やはり地域を住みよくしたいとか、あるいは地域をよく知っていただきたいというような思いの中で活動していただいておりますので、やはりそこで加入率を幾つに、何人加入したとか、そういうところの明確なお願いまではしていないというところを聞いております。

また、個別の計画につきましては、その計画を策定する中で、それぞれの施策、あるいは法律の趣旨などに基つきまして、その達成目標を設定してる事例などもございます。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 意識の問題だというふうに、例えばごみゼロプランの700グラムというのは、多分1年間トータルのごみの重さを人口で割って、ことしの結果はこうでしたということになるのが1年間の結果になると思うんですけども、それは個人個人が私は何グラムですということではなくて、少しずつ意識した人が、1年たって、やっぱり意識したら何グラム下がったから、私の頑張ったことは無駄じゃなかったんだって、ちょっとちっちゃな喜びというか、じゃ来年も頑張ろうというか、そういう目標の設定というのも、市民の人と一緒に何かを進めていく上では非常に必要だというふうに思うんですけども、先日、全員協議会で説明いただいた第五次東大和市地域福祉計画の案ですね——では自主活動の支援というところで、例えば先ほど自治会の加入率は何人勧誘してくださいというノルマまでは設けないというお話、それは当然のことだと思うんですけども、壇上でも述べさせていただきましたが、地域包括ケアシステムとか、いろいろなこう、世の中の仕組みであったりとか、行政に対するニーズであったり、求められるものが変わってきている中で、さきに述べた全員協議会で説明いただいた地域包括ケアシステムを、例えば自治会の活動とか、自治会も非常に重要な位置づけにされているように計画案の中には載っていました。

一方で、自治会の加入率を管理するほうの計画は、つくった時期が違いますので、5年でしたかね、計画の中でずっと自治会の加入率は現状維持が目標値なんですよね。でも、そうするとその地域包括ケアシステムの中での自治会の位置づけと、もともと自治会の加入率を管理する部署の目標の位置づけがリンクしていなくて、そごが出てくるように私はあのときに感じたんですけども、もちろん市のつくっている計画というのは、5年とか長いスパンで、またそのつくるタイミングも全部違うので、後からつくったほうが最新の環境に合っているというふうになるとは思うんですけども、どちらにしても一緒にいろんな部署が新たな目標というか、求められているものに向かっていくためには、過去の目標をやはりちょっと変えて、そこにそごがないように共通な形にして動いていかないと、一方では自治会には活躍してほしい、でも自治会は目標値は現状維持ですというのだと、何となく実現性が低く感じるんですけども、具体的には基本計画であったりとか、行革の大綱の中の計画というのを書き直すということまでは難しいのかもしれませんが、そのときそのときにやはり求められてる役割が変わっていくものに関して、現実的な目標を、庁内であったり、そこですり合わせて設定するというようなことはやられてるのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今回、御質問の中に第五次地域福祉計画ということでお話が出ましたので、私のほうから御答弁させていただきますけれども、今回、福祉部のほうでさまざまな計画を策定させていただいてるところでございますが、そういったさまざまな計画を策定する際には、庁内の検討委員会とか、それから連絡会などを組織いたしまして、関係課でそれぞれ情報共有をしながら行うこともございますし、もちろん個別計画案を策定したときには庁内のほうに情報提供いたしまして、それぞれの所管課で持っている目標設定等を

含めた、そういったところとそごがないかどうかということで、意見等の集約等も行っているところがございます。そういったところで目標をすり合わせたり、事業の取り組みなどについてもチェックされているものというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 今言っていた地域福祉計画とか福祉の環境づくりの推進とか、今回いろいろと御説明いただいた中に、自治会もそうですけれども、例えば教育関係のところでも、福祉教育の推進というような形で載っていましたが、例えば教育にも広範囲にわたっているようなこういった計画に関しては、教育委員会であったり学校教育部のほうも、その内容というのは、例えば事業計画の中に盛り込んだりということはされてるのでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 今の福祉に関係することですが、教育委員会では平成25年12月に、東大和市学校教育振興基本計画を策定いたしました。その強調点の1の中に、生きる力の育成という項目がございます。その具体の中には、道徳教育や道徳事業を改善、工夫するとともに、自然体験や福祉教育等を充実し、思いやりの心を育成することが示されております。また、各学校で取り組む際の参考ということで、具体的な施策の事例ということも掲げておまして、自然体験、生命と向き合う体験、そのような機会を拡大していくということも掲げております。各学校におきましては、総合的な学習の時間などにおきまして、福祉にかかわる学習を進めております。また、この中で基本的な目標としましては、思いやりのある心ということで、東京都の意識調査の項目が、調査項目がございますが、平成30年度までの目標を各学校、児童・生徒が8割ということを目標設定としておまして、市の計画等との関連は意識しております。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 今の御答弁だと、市のほかの計画を意識してということでしたけれども、もともと生きる力という形で計画されていたものが、福祉教育の推進というところとイコールだったのかなという印象を受けました。でも、イコールであるから、そこはお互いが補完しながらいい結果を導き出せると思うんですけども、今回このことは質問に取り上げさせていただいたのは、ポイント2つありまして、市の行政評価、庁内の行政評価であったり、それも全部ホームページでも公開されてますし、いろいろな行革のやつが何年度は達成、継続、検討とかって、いろんな事業ごとに、こういうふうに発表されてますけれども、それを見て何をもって達成としているのかがわかりづらいもの、それから数値目標があるのは何%だったから何%、何々だったから、例えばマイナス幾つというような数字であらわしてもらおうとなるほどなど。その足りなかったのは、こういうことをやって来年は達成させたいというのがわかるんですけども、その事業、全て数字であらわせると私は思っていません。特に市がやってる事業というのは、数字ばかりではない部分はあると思うんですけども、やっぱり何か、いわゆる税金とかを投入して、そして市民の方から市政の運営を任されているというお立場であるというところなので、やはり一つ一つの事業がどうだったのかって言われたときに、理由をもって説明のできるような、達成したのか達成していないのかというものがより明確になっていかないと、今後、市民の方への説明責任というのを最近いろんなところで聞きますけれども、説明するときも非常に難しくなっていくでしょうし、協働するっていったときに何を目標にやるんだっけというふうに聞かれたときに、なかなかそれが表現できないと現実味を帯びていかないんじゃないかなと思ったので、ゆうゆう体操は一つの事例として今回取り上げさせていただきましたが、今後事業を計画するときは、そういう点を気をつけていただきたいというふうに希望します。そうしないと、どこをどう頑張っているのか、どれだけ頑張っているのかと

というのがなかなか見えてこないのが1点と、あといろいろな事業があって、関連しているように見えるものが、それが本当に関連するような仕組みが庁舎内にあるのかなというのが非常に気になります。

タウンミーティング、私、時間の許す限りいろいろなところに伺わせていただいていますけども、そのテーマだけではない部分の市民の方が感じているような御意見というのが結構出てきてまして、それは担当部署は、タウンミーティングを仕切ってるというか、開催しているので聞いてるんでしょうけども、そこで出た意見をもっと庁内で生かしていくような仕組みというものを日常的に、そのタウンミーティング一つに限らずつくっていかないと、みんなの頑張りが掛け算になっていかなかったり、無駄が出てきたりというのが非常に感じられるように私は思っています。

目標設定を一緒にするということが、まず最初のスタートじゃないかなというふうに思うんですが、例えば庁内でいろいろな検討委員会とか、その事業、事業でやっていらっしゃるという御答弁ありましたけど、全部を把握していて、何々部の人、何々部が今やっていることを聞くと、とっても参考になるしいんだよみたいなことまで把握している部署というか、多分企画財政部がそこを担うべきだと思うんですが、いわゆる会社でいう経営計画室であったり社長室みたいなところみたいに、全部を把握して、そこをうまく結び合わせたり効果を出すような仕組みというのは、今現在、庁内で機能してるんでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 今、和地議員のほうからのお話の中で、いろいろ数値の目標でありましたり、関係する部署の連携でありましたり、大きくその2つでございますが、私ども考えるには、これ行政運営していく中で、ずっと毎日の課題でもありますし、今後の将来の課題でもあるというふうに常に思っております。そういう中で、数値目標、これについては、数値を掲げられるものについては、なるべくそれを市民の方に情報提供する、あるいは説明をする中でも、数値があると非常にわかりやすい部分というのはあると思います。ただ、先ほどのお話の中にありましたように、数値ではあらわせないものというのも多々ございます。そういった中では、数値を掲げて、それを実行する中で、それを目標としたほうがよろしいものについては、いろいろな中で今までの経験や実績を踏まえて、将来の見通しも踏まえて、数値というのは持てるものは持ったほうがいいというふうに思います。

そういう中で、先ほど行政評価全般のことも出ましたが、行政評価につきましてもここ数年で、やっと緒についたというのが当市の状況でございます、その中でありましても外部評価を導入をしまして、また施策評価も全事業についても実施を試みてるとというような状況で、東大和方式というふうなところも言われてるところでございますが、そういったものについてもいろいろな事業を進めていく中で、チェック機能あるいは確認の事項ということで進めてるといことがございます。

計画の中の数値につきましては、今後もよりわかりやすさを求めるためには、市民に説明するためには、数値のことについては当然各部署で考えていかなきゃいけない。それと、連携につきましては、当然のごとく常に市長のほうからそれぞれの職員が気づけ、いろんなものに気づけ、それを各部課で情報を共有した中で、連携をとって今事業を推進しないと、なかなか1つの組織だけ、2つの組織だけということで事業推進はできません。そういった意味で、連携をとるといことは常に頭の中に私どもはあります。といった中で、今後の計画の策定あるいは推進につきましても、いろいろな取り入れられるものは取り入れていきたいというふうに思っていますし、数値のことについてもなるべくわかりやすさ、また見やすさ、いろんなものを含めまして、より以上のものを求められる計画というところで、そういう観点に立ちまして今後もいろいろな計画づくりから始めて、最終的な実行も含めまして、それぞれのできる範疇の中で、それを連携をとりながらやっていくとい

うような考えを持っております。

以上でございます。

○7番（和地仁美君） 確かに御答弁のとおり、数字だけではあらわせないものがあるというのは十分わかっておりますけれども、ただ状況であったり、より具体的にわかりやすいような形で示していただくのがいいのかなと思います。あと全体を把握しているところについては、市長が日々、全員の職員が気づいてやっていけて言うのも、確かにそれ非常に必要なことだと思います。思うんですけども、ただやったことがなかったり、今までそういうことが必要でないものが、環境が変わってやれて言われてもイメージできなかったり、目の前にあっても気づけないということもあると思うんですね。

あと市民協働のこのゆうゆう体操なんかの普及もそうですけども、最初、広げたいというところをどうやって進めたらいいのかな、いわゆる軌道に乗るまでの最初のスタートというところというのが、非常に物事の今後を決めていく上でポイントだというふうに私は思うんですけども、先ほど全体を把握している部署はありますかというお話させていただきましたが、その全体を把握して、それを気づきを調整する、皆さんがなれるまではそこをやるようなことが責任になるような部署というものが、今後の行政のニーズが変わってきたりするときに、いわゆるハブ的なとか全体を管理するみたいな部分というのがまずあって、そこから、ああこういうふうに関連してやっていくんだなというのが、皆さんがわかるようになったら本人たちの気づきに移動していくのも一ついいと思いますし、ゆうゆう体操の普及という形で一つ例に挙げさせていただきましたら、最初にみんなに広げていくところというのが一番パワーがいると思うんですね。それが軌道に乗っていけば、それはもう自然の力で、皆さんの努力でってなるところの最初のところが本当は行政側がリードして後押しをしてあげるとというのが、私は最初の4年間が終わったときのこの間の皆さんの声を聞いて感じました。

なので、もちろん協働って対等でやらなきゃいけないと思いますし、いろいろなことというのは徐々にという部分もありますけれども、パワーのかげどころというところは非常にポイントになってくるとと思いますので、今後の非常に複雑化したりとかニーズの広まった市政運営という中は、いろいろと難しいとは思いますが、今までのやり方に捉われず、市民の皆様の声なども聞きながら、いろいろな連携というのも具体化するような形で続けていただければなというふうに思います。

以上で私の質問は終わりにします。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、和地仁美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで午後1時半まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 実川圭子君

○議長（尾崎信夫君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

〔4番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い、一般質問を行います。

まず、質問に入る前に1カ所、訂正をお願いしたいと思います。

通告書の6ページのほうになりますが、通告の2、（仮称）総合福祉センターについての「④運営にあたっての監視・指導・評価などをどのように行なっていくのか伺う。」というところで、「監視」という言葉を「監督」という言葉に訂正させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回、市長の施政方針、重点施策にも挙げられている2つの点について、今回、私はお尋ねしたいと思います。

1点目は、公園について伺います。

地域を歩いていまして、人が集まる子供たちが遊んでいる公園と、人が全くいない公園が見られます。私は、今回、市長が特色ある公園づくりを掲げたことは評価し、ぜひとも進めていっていただきたい、人々に親しまれる公園を市内に広めていきたいと考え、質問をさせていただきます。

①公園の長寿命化計画と特色ある公園づくりの計画について。

ア、これまでの調査・点検結果は。

イ、遊具や水飲み場、トイレ、ごみ箱、駐車場などの撤去の状況と設置の考え方について、公園設置の目的も含めて伺います。

ウ、特色ある公園づくりとはどのようなものか。特色をどう出すのか。また、住民や子供たちの意見をどう反映をしていくのか。

②都有地の開放について。向原アパートや東京街道団地の未利用地や工事予定地を、次の工事に入るまでの間、公園として開放できないか。

③都立公園への遊具設置やボール遊びができるような環境整備を望む声が多いが、市としての対応はどのようにしているのか伺います。

次に、（仮称）東大和総合福祉センターについて質問します。

民設民営で建設、運営を行っていく（仮称）東大和市総合福祉センターについて、来年4月には開設するというので、約1年後にはオープンするという計画のところ、まだ工事着工ができていない状況です。代表質問の御答弁では、工期の変更もあるとのことでした。周辺住民、利用を希望する方や、その御家族からも不安の声が多く聞かれます。本来運営する法人が決定した時点で、全て法人が責任を持って進めるべきであると考えますが、説明や情報が少ない中、市民も状況が把握できません。そこで、現状など確認させていただき、今後着実に事業が進むよう市にはしっかりと監督していただきたいと考えます。

そこで、次の4点について質問いたします。

①平成28年4月に開設予定だが、建設工事がおくれています。進捗状況と今後の見通しについて伺います。

②運営する法人との協定締結後、同法人と協議した点や費用の内訳について。

③職員の確保と開設までの準備、タイムスケジュールについて。

④運営に当たっての監督、指導、評価などをどのように行っていくのか伺います。

以上で、この場での質問は終わりにさせていただきます。再質問については自席にて行います。よろしく願いいたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、公園施設の長寿命化計画と特色ある公園づくりのこれまでの調査、点検の結果についてであります。調査、点検につきましては、開園後の経過年数、設置遊具や利用の状況などを総合的に判断し、52カ所の公園を選定し、平成25年度に実施いたしました。結果といたしましては、修繕または撤去を要する状況と状態と判断された遊具等は9カ所となり、これらにつきましては既に修繕または撤去を実施いたしました。

次に、公園の遊具や設備の撤去、設置の考え方などについてであります。公園の目的は市民の憩いの場であり、人と人とのつながりを保ち、豊かな地域づくりの場であると考えております。公園に設置してごさいます遊具や設備につきましては、基本的には修繕や更新をすることとしておりますが、平成27年度において特色ある公園づくりの方針の中で、市民の皆さんの御意見を伺いながら、遊具、設備の更新などの検討をしてみたいと考えております。

次に、特色ある公園づくりについてであります。設置から30年以上を経過する公園が増加する中で、遊具等を更新する必要があります。単に同様の遊具に更新するだけでなく、公園のあり方を見直し、幼児向け、高齢者向けなどのように活用用途を絞り、地域の利用ニーズに合わせた特色のある公園づくりをしたいと考えております。

次に、市民の皆様の意見の反映についてであります。特色ある公園づくりの方針を検討するに当たり、利用者、地域の市民の皆様の御意見を広くお伺いし、反映してまいりたいと考えております。

次に、向原アパートや東京街道団地の未利用地や工事予定地を公園として開放することについてであります。東京都へ確認しましたところ向原団地につきましては、向原地区プロジェクトが休止状態ではありますが、今後事業で使用していく用地であることから、借り受けることは困難とのことであります。また、東京街道団地につきましては、後期建て替え計画を策定中であり、今後この建て替え計画に基づいて建て替えを進めていきますことから、用地を借り受けることは困難とのことであります。

次に、都立公園への遊具設置やボール遊びができるような環境整備についてであります。都立東大和南公園を管理する東京都に確認しましたところ、公園内は区域ごとに利用形態をゾーニング化して整備を完了しておりますので、新たに遊具を設置する予定はないとのことであります。また、幼児のボール遊びにつきましては、他の利用者の安全に支障のない範囲で行えるとのことであります。

次に、（仮称）総合福祉センター建設工事の進捗状況と今後の見通しについてであります。事業実施者におきまして、昨年の11月から2回の入札を行いました。昨今の建築資材の高騰等の事由により、工事施工業者の決定まで至っておりません。現在、事業実施者におきまして、年度内の入札実施に向け、整備費の借り入れ額の増額及び工期の変更を行い、準備を進めているところであります。今後も事業実施者と調整を図りながら、開設に向けさまざまな準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、事業実施者との協定締結後の協議した点や費用についてであります。平成25年4月の事業実施者との協定締結後は、施設整備に向けたさまざまな課題の解決に向け協議を行ってまいりました。また、費用につきましては、平成27年度から平成29年度までの実施計画に計上させていただいたところであります。

次に、職員の確保と開設までの準備、スケジュールについてであります。事業実施者におきまして、今後職員を確保していただくとともに、業務の引き継ぎに当たりましては、市民の皆さんに安心して御利用いただけるよう丁寧に進めてまいりたいと考えております。

次に、運営に当たっての監督、指導、評価についてであります。市と事業実施者との協定において、毎年

度、市に対し、経理、その他の実施状況等を報告することを定めております。これらの報告を通して、適正な運営が実施されるよう、監督、指導などを行ってまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○4番(実川圭子君) ありがとうございます。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず1点目の公園の長寿命化計画と特色ある公園づくりについてなんですが、まず確認なんですけれども、平成25年に長寿命化計画の調査や点検などを行ったということなんですが、計画は策定完了したということでしょうか。また、27年度の予算の計画では、長寿命化計画に基づく施設整備の設計と特色ある公園への再生を図るための方針を策定していくとありますけれども、これを策定、その年度に完成するということがよろしいでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) まず長寿命化計画に当たりましては、平成25年度に策定を終える予定でいたわけですが、国の補助要綱の変更等がございます、その修正に26年度をかけて現在、もうそろそろ最終的な段階に入って終わりつつあります。また、その内容をもとに、特色ある公園というものを、この長寿命化計画の中にどう加味していくかと。要するに、長寿命化計画のブラッシュアップをかけていくというふうな形で考えております。それに基づきまして、27年度につきましては、28年度実施する工事において、28年度、設計をしていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) この点につきましては、前回の12月の議会の中で、東口議員のほうからもさまざまな質問があったと思いますけれども、その中でも長寿命化計画の計画は10年ぐらいの単位でということのような御答弁があったと思いますけれども、毎年毎年その施設整備の設計を、翌年に行うものをつくっていくということでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 今現段階では、27年度につきましては、28年度工事をする設計を行っていくというふうなことで考えておりますが、28年度以降につきましては、当該年度、修理できるようなものにつきましては、当該年度の設計ないしは工事も実施できればというふうには思っておりますが、そういった細かいところも含めまして、27年度において特色のある部分も加味した形の計画を策定し、その後に生かしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 今計画をつくっていくというのは、それは26年度中に策定するものの中に、それを加味していくということでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 26年度、今年度におきましては長寿命化計画を一旦は完成をさしたいというふうに考えております。その完成したものに対しまして、27年度において特色ある部分を加味した形で修正をかけていくというふうな形で考えております。

以上です。

○4番(実川圭子君) わかりました。

それで、さまざまな調査を行いまして、市長の答弁でも、既に修繕が必要なものと撤去が必要なもの、9カ所、実施したいということですが、もう少し点検、調査した結果、全体的にどのようなものがわかったか

教えていただきたいと思います。国のほうから示されているものでも、健全度判断などもしていったと思えますけれども、どういったランクのものがどの程度あったのかというようなこと、わかることを教えてください。

○環境課長（関田孝志君） 健全度調査の結果でございますが、健全度Aということで、劣化及び摩耗等の破損がなく、現状では対処は必要がない状況というのが50基。健全度Bと、劣化及び摩耗等の損傷の兆しはあるが、現状では対処の必要がないというのが120基。健全度C、劣化及び摩耗等の損傷が進行しており、部品交換、修繕などが必要であるというのが202基。先ほど市長答弁で申し上げました健全度D、主要部材が劣化及び摩耗等の損傷が著しく進行している。直ちに使用禁止し、修繕もしくは撤去を要する状況が9基と。トータルで381の遊具を点検したと。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） わかりました。

それで、それらのこと、撤去したのもも含め、Cランクのものもかなり数があるということなんです、そういうところの遊具を撤去した後について、どのようなものをまた置いていくのかということ、これから考えていくのだと思いますけれども、28年度に実施していくものを、今度、27年度で施設整備の設計を行っていくということなんです、52カ所ある公園のうちの何カ所の公園でそういったことを、28年度、行っていくか、具体的なこの場所というようところが、もう想定をされているのでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 現在のところ何カ所というのは決めてございません。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 具体的に想定しているような、このあたりはというような候補も上がっていないのでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 先ほどお話をさせていただきましたが、特色ある公園の部分を現在の長寿命化の中に加味していくというものを含めまして、優先度を少しそういったところの中で判断をしていきたいなというふうなところから、まだ具体的なところまでは詰め切れていないというのが現状でございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 具体的なところは詰め切れてないけれども、候補地はあるということですか。

○環境部長（田口茂夫君） 当然のごとく、健全度Cという部分でありますこういった遊具を先行していかなきゃいけないだろうということでは認識はしてるところでございますが、その数も相当数あるということから、じゃ28年度に具体的にどこまでということの部分も含めて、まだ詰め切れてないというふうな内容でございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） もう既に点検は終わっているということなので、そのあたりを考えながら進めていただけるものだと認識しました。

それで、通告の次のイのところにも移るんですけども、点検の後、今遊具の状況はわかりましたけれども、そのほか水飲み場、トイレ、ごみ箱などについてはどのような状況でしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 水飲み場、トイレ等については、健全度という表示はございません。現在のところ全て機能している状況でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 今回ということでもなく、今までの管理の中で、ごみ箱や水飲み場なども、今まであったものが随分減ったなという印象が私はあるんですが、そのあたりも含めて今後どのように新しく設置していくのかということを考えていただけるのかと思います。

それで、そのときに、市長の答弁からもありましたけれども、どういうふうなものをこれから特色ある公園づくりということで設置していくかということを行っていくときに、私はやはり公園というのはどういう目的でその公園をつくっていくか、そういう目的とか、あるいはコンセプトみたいなものが必要だというふうに思いますけれども、そういったことについて方針の中、特色ある公園の再生を図るための方針、その方針の中にそういった目的などを記載していくということによろしいでしょうか。

○環境部長(田口茂夫君) 特色ある公園ということで、先ほど市長のほうから御答弁をさせていただきましたが、従前、今までの公園の多くは乳幼児向けの遊具の設置ですとか、そういったところは大変多うございました。そういったことで、近年は東京都からの提供公園等につきましては、高齢者向けの遊具などを少しずつは設置しているというところではきておりますが、何せ先ほど来のお話の中に30年を経過しているような公園も大変多くなってきていることから、それを遊具等の設置以外においても、その地域の皆様の居住状況ですとか、そういったところも含めまして、状況によっては乳幼児の公園から高齢者向けへの公園のシフトがえをしますとか、そういったところも含めまして地域の皆様とともに、そういった状況をお伺いしていきながら更新ができていけばいいなというふうには考えております。

以上です。

○4番(実川圭子君) 何回か地域の方から話を伺いながらということが出ているんですけども、具体的にどのように、その地域の方の意見を集約しながら進めていこうというふうに考えているのでしょうか。

○環境課長(関田孝志君) 具体的には、現在検討中という中でございます。方法としましては、現地でのアンケートの実施ですとか、インターネットの活用、地域を限定しての意見交換会というような場の設定があるかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) ちょっと意見、どう取り入れていくかということにちょっと移ってしまったんですが、ちょっとその前にイのところの駐車場の件なんですけども、ちょっと細かいことになるんですが、駐車場で市内に公園に設置されてるところが幾つかあるんですが、私が見たところ明らかに公園の利用者じゃない方が長時間とめてるようなケースが最近見られまして、その下に障害者専用のマークがついていたんですが、すっかり薄くなって消えてしまっている箇所があったんですね。そういった消えかけてるようなことも一つの原因だと考えられますけれども、そういったことは把握されているのでしょうか。また、対策などあったら教えてください。

○環境課長(関田孝志君) 公園以外の利用者がとめているという可能性は確認はできております。ですが、一応うちのほうとすれば、公園用の駐車場ですよという表記をする程度でございます。また、その薄くなっている部分については、再度確認さしていただいて、濃くするとか、塗り直すとかいうのは確認していきたいと思っております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 駐車場については、他市の公園などでも有料化というか、公園を使われる方は一定時間無料だけれども、それ以外は有料化していくようなことも多くとられてますけれども、そういったことは検討

されたことありますでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 現在市内に駐車場を有してる公園というのは、大変少ないというふうに認識しております。特に一番多いところは、上仲原公園が駐車場としては数が多いかなというふうに思っております。しかしながら、基本的には上仲原公園につきましては、テニスコート、野球場ということで、そういった方々の利用ということもあります。また、有料につきましては、今現段階、具体的な検討はしてないところでありますが、確かに特に上仲原公園の南側にある駐車場ですね、あちら側のほうにつきましては、利用者以外の方が使ってるということも認識はしておりますが、現在管理人の方に巡回等の強化等をお願いはしておりますが、なかなか難しい状況であります。

以上です。

○4番（実川圭子君） 今後、公園ということを考える上では、ひとつ検討していただけたらなというふうに思います。

それでは、次のウの特色ある公園づくりとはどのようなものか、特色をどう出すのか、また住民や子供たちの意見をどう反映するかということで、住民や子供たちの意見の反映についてなんです。毎年、小中学校でPTAから要望書というのが提出されているかと思えます。それについて市でも今ごろの時期でしょうか、回答というのをを出していただいていると思いますけれども、私が今年度もばらばらと見た中でも、公園についてたくさん要望が出ていたかと思えます。どのような要望があったのか、具体的に教えていただけますでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） PTAからの要望についてでございますが、数多く出されてます。件数にして20件弱というところ。主な要望としましては、遊具が古い、遊具を新しくしてほしいというのがおおむね3割程度、続いてがボール遊びについて、ボール遊びをしたいというので、これが大体2割程度というところでございます。遊具につきましては、うちのほうの点検を実施して、悪いところは修繕する、ペンキを塗るなり対応しているので、しばらく我慢してほしいと。今後に向けては、計画的に更新等、実施していきたいというふうに答えてございます。ボール遊びについては、やはり公園の利用のマナーの低下、これによりまして近隣住民、住宅等への被害が後を絶たないというところから禁止しておりますということで、回答を申し上げるところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 今、終わりのほうでマナーの話が出ましたけれども、私はこの公園についても、そういった利用の中で、そういうことがあるから禁止ということにすぐならないように、公園はみんなが気持ちよく使えるようにしようというような共通の認識を持って、遊び方のルールとか、そういうことを覚える場でもあると思うんです。そういう共通認識がないと、例えば遊んでる声がうるさいとか、人が集まってるだけで、何かやってるんじゃないかとか文句が出てくるようなことにもなりかねません。そういう世の中は、本当に寂しい世の中になってしまうと思いますので、子供たちの遊びを保障するという意味でも、子供たちもルールを守って遊べる、それから周りの人もそれを見守れるような、そういった共通認識を持てるような公園づくりをしていただきたいなというふうに考えてます。

そんなところが特色ある公園づくりにも、私は生かしていただきたいなというふうに思ってますけれども、先ほどどのような形でこれから地域の方のお声を聞いて進めていくかということで、アンケートをとったり、インターネットや意見交換会などというようなお話もいただきましたけれども、一つの手法として公園づくり

のプロジェクトチームみたいのをつくって、一つの公園について、ここはどのような公園にしていこうかということとをみんなで話し合う。地域の住民の方とか、行政の方とか、あるいは専門的な知識を持った方、それからこの東大和の中でも行われてますプレーパークというのがあるんですけど、そういうところではプレーリーダーという遊びをリードしていく大人がついて、遊びのプロみたいな人が公園の中において、子供たちの遊びを盛り立てていくような役割を持った人がいるんですけども、そういった方も含めて公園づくりのプロジェクトというのをつくっていったりすることを私は希望するんですけども、そういったことについてはいかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） プロジェクトチームというふうなお話でございますが、一つの手法としては、我々としても認識はしてるところでございます。特に現時点、特色ある公園を幾つつくるかですとか、具体的などころがまだ詰め切れておりませんので、今後ということになりますので、そういったところの作業の中で、そういったことも可能なかどうか、どういった手法がいいのか、またこの公園をどういった形での特色をしていくのかということも含めまして、総合的に判断をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（実川圭子君） まだなかなかこれということが決まっていけないようなので、そのプロジェクトチームについてもぜひ取り入れていただきたいなと思いますけれども、私が視察に行かせていただきました小金井市の梶野公園という公園があるんですけども、小さな公園なんですけれども、その場所を提供されて公園をつくっていこうというときに、地域の方ですとか周辺のそういった子供たちに関係する市民団体の方とか、環境に関する団体の方とかがプロジェクトチームをつくって、話し合いをしていく中で、防災機能を備えた公園にしていこうというようなことですか、あと犬の散歩ですか、そういったことも自分たちでルールを決めてやっていこうというようなことで、話し合いをずっと重ねて、公園をオープンした後は、今度はその方たちが順番で公園の見守りですとか管理をしたりということで、その後の管理の運営までもボランティアで携わっていくというようなことで、すごくうまくいっているなという印象を受けました。そういった東大和に合った方法でいいかと思いますので、プロジェクトチームのようなものをつくって、全部の公園、全てやらなくてもいいと思います。1カ所でも2カ所でも、そういったことを取り入れていただきたいなというふうに思います。

では、次の②の所有地の開放についてに移りたいと思います。

所有地の開放については、市長の御答弁からも、今後、向原プロジェクトという向原アパートのところの今あいているところ、住宅をつくるプロジェクトの計画が中断している状態ですけれども、また何かしらの形で動くということで借り受けすることは難しいという御答弁だったと思いますけれども、今この中断してる間に、ここを管理してるのは都のほうが管理してると思いますけれども、1年間でどれくらいその管理に費用がかかっているかなど、もしわかりましたら教えてください。あと、そのプロジェクト計画について、今後どのようなものなのか、もう少し詳しくわかりましたら教えてください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 向原プロジェクトにつきましては、先ほど市長からの答弁にもございましたとおり現在は休止状態であります。それで、都に伺っても、今後利活用について改めて検討するという答弁で、まだどのようになっていくかということとは示されておりません。それから管理の面でございますけれども、都市整備局では指定管理者に管理を委託しておりまして、所有地全体をそちらのほうに管理委託してるというようなことがございまして、向原のあの地域で管理費が幾らかかっているかといったことは、細かいところを把握できていないということでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 利活用については、改めてということは、その住宅が建つ向原プロジェクトと呼ばれてるような、それがそのまま再開されるという意味ではないんですか。

○都市建設部長(内藤峰雄君) 東京都が言っています改めて検討するという内容の中に、同じような内容で、一度、事業予定者を決めるところまではいってございましたけれども、それと同じ、まるっきり同じ事業をしていくかどうかといったようなことも含めて検討するというようなニュアンスだというふうに捉えております。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) そういう計画が、これからまた検討されて、考えていくということには、またある程度時間がかかるとお思いますので、そういった間だけでも、あれだけの広い土地で、何も置いてない野原というか、原っぱというか、ああいうところで本当に子供たちを思い切り遊ばせてあげたいというのが、私や周辺の住民の方からもそういった声をいただいているんですけども、借り受けることはできないと言われてしまっは、できないのかなというふうなことしか思えないんですけども、そういったことについて、市から何か要望していけば使えるとか、そういったような何かしら手段はないのでしょうか。例えば地域の自治会の方とか、住民の方からの要望を出せばできるかもしれないとか、何か手段は考えられないでしょうか。

○都市建設部長(内藤峰雄君) 以前から、もう少し使えるようにできないかという御要望いただいてまして、都に問い合わせたことがございます。その中では、やはり東京都にいたしましては、閉鎖管理が原則となっております。安全に管理しなくてはいけないということがございますので、もし借りるにしても、それは借り受けるのは市が責任を持って借り受け、きちんと管理をする、安全に管理をするということが必要になります。そのためには整備をしなくてはいけないということになりますので、仮に暫定的に借り受けることができたにしろ、周辺の管理等のための整備、または中に入って安全に遊ぶための整地等の整備といった費用がかかるということで、ここでまだどのくらい先になるかわからないんですけども、既に利用目的が決まってるという用地を、そういう設備投資をして借りて都が必要になったときにすぐ返す、原状に復して返すといったようなことが、果たして費用をそこまでかけて利用するまでのものかどうかといったところを図らなくてはならないというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 今の御答弁だと、市が借り受けて管理をして整備をすればできるかもしれないというように捉えてもいいのか、まあそこところは御答弁は要りませんけれども、私はやはりそういった市民の方の要望ですとか、あとは子供たちが遊べるような環境をつくっていくというのは、やはり大人がやっていくべきことだと考えてます。費用についても、何か特に設置してほしいということではないんですが、まあ下の状況がごろごろしてたらけがするとか、そういったところでいろいろ問題があるのかなというふうにも思いますけれども、私や市民の方ですとか、そういった方の考えでは、例えばここをみんなで使えるようにするには、市に特にそんな整備ということではなくて、みんなで集まって、じゃ危ないものを、石を拾おうとか、何か人海作戦でみんなで拾って危なくないようにしようとか、そういったことができたならというふうに考えます。周辺の自治会の方ですとか、あそこですと青少対だと五地区だったりとか、PTAの方だったりとか、そういった方たちと一緒にそういうことを、期限つきでも、この期限までで次の工事が始まるんだったら、それまでの間だよということで、先ほどの公園づくりじゃないですけども、共通認識を持ちながら、そういうことをやっていけば可能になるのではないかなというふうに考えますが、現時点では多分難しいという御答弁しかない

かと思えますけれども、そういったことを今後やはり検討したりということをしていただきたいなというのが私の希望です。再度、ちょっとそのあたりについてもう一度御答弁いただけますか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 繰り返してしまいますけれども、何度かそのような意味のようなことをお伝えしたことはございますけれども、やはり安全に閉鎖管理が原則だというふうに言われております。そのようなことから、いつ返さなくてはいけないかわからないといったようなところについて、なかなかそういう計画を立てることができないという状況でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） わかりました。

では、次の③の都立公園への遊具設置やボール遊びができるような環境整備を望む声が多いが、市としての対応はということで、もう一つお伺いしたいと思います。

具体的には、都立公園ということなんですが、市内にある都立東大和南公園や、この近隣ですと狭山公園、それから都立東大和公園が近くにはあるんですけども、狭山公園については東村山の部分が多いので、今回は省かせていただきます。市長の答弁でも、こちらのほうも余りお答えをいただけてないんですが、都立南公園について、先ほど市長答弁の中で区域ごとにゾーニングをしていて、遊具の設置は難しいということだったんですが、そのゾーニングというところについて詳しく教えていただけますか。

○都市計画課長（神山 尚君） 都立南公園のゾーニングの考え方でございます。東京都に確認いたしましたところ、この公園につきましても5つのゾーンに分かれております。1つが多目的広場ゾーンです。2つ目が休息・散策ゾーン、3つ目がスポーツゾーン、4つ目が展示学習ゾーン、5つ目が駐車場ゾーンということになっております。

以上です。

○4番（実川圭子君） これ都立公園なので、何か設置基準などがあるのかもしれないんですけども、その遊具をもし置くとしたら、どういう区域というか、そういうのが必要なんでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 仮に都立公園で遊具を置く場合ですけど、そういった場合のゾーニングは、遊びの広場のゾーニング、もしくはスポーツレクリエーションの広場のゾーニングといったことで、置かれるケースが多いというふうに聞いております。

以上です。

○4番（実川圭子君） 設置する側からいけば、そういうことだと思うんですけど、実際にそこを使っている訪れた親子連れの方々には、どうしてここに遊具の一つもないのかなというような感想をいただいたりとかということが非常に多いんですけども、例えば私のイメージしているところでは、これは都立公園ではないのかもしれないですけども、ああ狭山公園のところですね。狭山公園のところには、小さいスペースですけども、遊具のブランコですとか滑り台ですとか少し置いてあったりとか、あるいは東村山市の中央公園ですか、あそこは広い広場のところの横に遊具や砂場のスペースがあって、東大和のお子さん連れの方も、あそこまで自転車で行ったりとか、私も子供が小さいとき連れてったりしたんですけども、ああいったスペースですとか、あと小平市の中央公園ですか、小平市の中央公園も脇のほうにアスレチックのような、子供が体を使って遊べるスペースなどがあるんですけども、市のほうはそういった、例えば東大和南公園のほうに遊具が必要だとか、そういった認識は特にはないのでしょうか。市民の方からの要望ですとか、必要性があるんじゃないかなというような認識はないのでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 都立公園、都立南公園ですね、こちらについては要望等は聞いてございません。ですが、これに隣接しております桜が丘中央公園、こちらのほうには今年度、幼児向けの滑り台を設置したというところがございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 私も見させていただきまして、隣接していて、すぐ横にあるので、あそこの場所が市の公園だということなので、その部分をもう少し、小さい滑り台だけではなく、もうちょっと遊べるような遊具があってもいいのかなというふうに思います。こちらは、また先ほどの特色ある公園の中には入っていないのかな、この地域は。新しい公園なので入っていないのかもしれないですけども、今後やはりそういった要望が私のほうにはありますので、また御検討いただけたらと思います。

それから、都立東大和公園についてなんですけど、こちらのほうは旧水道局の奥のほうに、ちょっと芝生のスペースみたいなどころがあるんですけど、そういったところについては、例えばちょっと広いところになっていて、周りにも迷惑がかからないので、ちっちゃい子供たちのサッカーとかできるようなところにならないかなというような希望も聞いてるところなんですけど、ちょっと行くと崖というか、山になっているので、ボールがそちらに行ったら転がっていってしまうようなところなんですけど、そういうところに、ボールがそちらに行かないようなネットの設置などはできるでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 都立東大和公園を管理しております東京都に確認いたしました。東大和公園の位置づけですけれど、こちらのほうはスポーツの公園というよりも、自然保全の公園であるということで、スポーツ利用を前面に出すコンセプトがないと。自然豊かな里山の環境保全、生物多様性の保全、回復、存続を目指している公園でありますので、またスポーツ利用のフェンス、こちらのほうは景観上も設置する計画がないということで、困難ということが示されております。

以上です。

○4番（実川圭子君） わかりました。

都立公園については、さまざま市民の方からいろいろ御要望があって、今回、質問に取り上げさせていただいたんですが、市民の方の要望と、それから都立公園の趣旨というか、コンセプトというのが、まあ一致していないんだというのがよくわかったんですけども、公園ということを考えたときに、先ほどの特色ある公園づくりにもかかわってくるとは思いますけれども、行政や都や市が一生懸命こういう公園だというふうに規定したとしても、やっぱり使うのは市民の方ですし、市民の方は、こういうところがあったらこんなふうに使いたいというような要望もたくさんあると思います。そこが一致しないと、自然と人は使わなくなるし、またそれが一致してればみんなが寄ってきて有効に使えるのではないかなというふうに考えますので、そのあたりやはりどのように市民の方が使っていくのかということ全体として考えていったら、この特色ある公園づくりもうまくいくのではないかなというふうに考えます。

それで、この公園についての最後なんですけど、ボール遊びとか遊具の設置などもそうなんですけど、あとは最近、犬を連れていらっしゃる方が非常に公園の中で多く見られるんですけども、犬を自由に遊ばせられるドッグランですとか、それから立川のほうでもモノレールの下にできてるようなんですけど、スケートボードの専用のスペースですとか、やはりそういった市民のニーズというものもあるのではないかなというふうに考えますが、ただ市で管理してる公園というのは、それほど広い公園が余りないので、そういったところもやはり都立公園の中で設置できないのかなというふうに私は考えますけれども、そういったいろいろな要望を都のほうに伝

えていくということは、要望がたくさん出てくれば市のほうでは伝えていただければいいのでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 市民の方から、皆様からいただいた要望といったものは、管理している指定管理者であったり、東京都の西部公園緑地事務所といったような、管理してる所管の部署に私どものほうから伝えて——以前、既にお伝えもしていますけれども、今後も言っていきたいと考えております。また、公園の利用につきましては、やはり周辺で利用されている方に危険が及ばない範囲であれば、それは特に禁止事項でない限りは使えるというふうに捉えていただいてもいいんじゃないかというふうに考えますので、余りその目的を限定するような使い方ができる要望というのは、やはり東京都の設置目的、コンセプトがございますので、なかなか難しい、難しいという話になってしまいますけれども、許容できる範囲の中であれば利用は可能だと思いますので、今後もそのようなことも市民の皆様から要望いただいたときには伝えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 私も、その意見にとっても賛成します。割と多くの保護者の方に、「東大和の公園はボール遊び禁止なんですよ」って、いきなり言われたりするんですけども、特に非常に危険な、硬球をバットで野球するとか、そういうのでなければ、小さい子供がキャッチボールする程度だったら、私は禁止されていないというふうに認識しているんですけども、そういったことも市民の方は、「ええ、ボール遊びはやっちゃいけないだよ」みたいなことで広まっているところもありますので、今後、公園を、特色ある公園ということで市長のほうも力を入れていただけるということなので、やはり市民の方とどういった使い方をするのか、場所の問題ですけれども、私はやはりそこをどういうふうに使うか、誰が使うか、どんなふうにするかという、やっぱり人の問題だと思いますので、そういったところを市民の方と一緒に、よりよい公園づくりをしていただきたいと思います。

以上で、1番の公園については終わりにいたします。

続きまして、2番目の東大和総合福祉センターについて伺います。

通告では、28年4月というふうに書いたんですが、代表質問の御答弁や最初の市長答弁でも、これがおくれているということになっているかと思えますけれども、現在どのような状況になっていて、もしおくれるのであれば開設の時期がいつごろなのかというような点について、まずお伺いします。

○福祉部長（吉沢寿子君） これまでの（仮称）総合福祉センターの状況でございますけれども、先ほど市長から御答弁いただいたとおりでございますが、今回、2回目の入札が不調に終わったということで、3回目の入札に向けて、今事業実施者のほうで調整等を図りまして、3月の下旬に行う予定となっております。入札の実施の公表については、せんだっての2月25日に法人のほうのホームページで公表されたところでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 私も、そのホームページを確認させていただきましたら、工事の期間というところが載ってまして、27年の5月1日から28年7月31日、予定というふうに書かれてました。開設時期については、どのような話し合いがなされているのか、あるいは決まっているのか、そのあたり教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 事業実施者のほうで、東京都等とさまざまな調整を重ねた中で、やはり2回の入札不調というような結果も踏まえて、入札がやはり4カ月、当初の見込みが11月だったので、それよりももう4カ月以上おくれて再入札ということになった関係もございまして、今回のその工期が、先ほど議員のほうからお話がございました、予定として平成28年の7月31日ということでございます。

(仮称) 総合福祉センターの開設時期についてでございますが、まだ実際にはやはり入札もできていないということでございますので、今後入札で工事業者が決定して、その後、やはり法人、事業実施者と協議を行っていくような形になるというふうに考えております。

以上です。

○4番(実川圭子君) この事業は、民設民営で行うということなので、法人が責任を持って建設から開設まで行っていくことだとは思いますが、やはり協定書というのを市と結んでいまして、その協定の中には、第4条というところに、28年4月に開設するというふうにかかれてるんですね。開設の時期が変わるということは、協定の内容が変わるということだと思うんですけども、その場合には市と協議をして変えていくということになるかと思いますが、そのあたり私の印象では、順番がちょっと違うのかなという感じがするんですけども、協定でそのあたりを、開設時期が変わるということであれば、そこをしっかりと協議をして変えていくということだと思うんですけども、今の御答弁ですと、入札がずれ込んだということもありますけれども、そのあたり工事の関係でずるずるとではないですけども、その時期が変わっているような印象があるんですけども、特にその開設時期が変更になるということで、協議という形は法人と市の間では何か協議されたことはあるのでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) 協定書のほうの中では、さまざまな項目で、この協定によらないものについては甲乙協議をするというふうになっております。今回のその入札不調の関係等を含めて、それから3月末の入札をどうするか、そういったところとか、工事期間について、そういったさまざまなことも、これは国と都の補助金の事業ということもありますので、東京都や国とも協議を重ねてやっていかなければいけない事業でございます。なので事業実施者、それから東京都、国、それから私どもも含めて、これまでもさまざまな協議を重ねてきて、現在に至っているということでございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) じゃ、ちょっと視点を変えまして、市のほうの(仮称)東大和市総合福祉センター基本計画の中には、開設の時期を29年度中というふうな記載があったと思えますけれども、それを協定の中では28年4月というふうにしたのは、どういった理由からでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) 総合福祉センターの基本計画につきましては、これが完成したのが平成24年の7月でございます。このときには、まず基本計画ができて、東京都とあの土地の関係で協議を重ねておりました。その中で、東京都のほうから市に、土地の売買契約書を締結したときに、東京都から市に所有権が移転して、その日から起算して10年間、健康福祉施設用地として使用しなければいけないというようなことが、平成19年10月12日に締結した土地売買契約書のほうに載っております。そういった関係もございまして、市としては健康福祉用地として使用しなければいけないということだったんですが、それを事実上は健康福祉用地として維持管理をしているというような状態でもございました。そういったところも含めて、東京都とも協議を重ねて、その売買契約書上の文言でいいますと、平成29年の10月11日が、その10年満了するということでございますが、そういったところも含めて東京都と調整をした結果、平成29年度までの竣工開設を予定しますというようなことで、基本計画を策定したというような経緯がございます。その後、事業実施者の募集に、その24年の秋から入りまして、協定事業者、事業実施者の選定を行って、協定が締結できたのが翌年の平成25年4月でございます。そのときには、事業実施者とのさまざまな募集要項等も含めて、やりとりの中で28年度にはできるというようなことで進めてきたというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時39分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（実川圭子君） では、続きを行わせていただきます。

開設時期がずれていったことについて、幾つか質問させていただいたんですが、私はこの29年度というところを、少しでも早くということで28年4月というふうに言っていただいたのかもしれないんですけども、もしかしたら延期することを見込んでいたんではないかというふうに勘ぐってしまうようなぐらい、ちょっと今回のこの延期は非常にどうしてかなという気持ちがあるんですけども、なぜかといいますと、やはりみのり福祉園の方が移動するというので、非常に4月に向けて皆さんいろいろ準備をしたりとか、期待をしているところが、また延期になってしまったのかというようなことで、非常にがっかりしたりとか、本当に市のほうの信頼を失いかねないことだと思いますので、私はこういうところは本当に丁寧に対応していただきたいと思ひまして質問させていただいています。

12月の着工の予定が、これほどおくれた原因というのをお聞かせいただきたいんですが、先ほど資材の高騰などというようなことがあったと思いますけれども、おくれた原因をどのように分析されてますか。

○福祉部長（吉沢寿子君） おくれた事由につきましては、代表質問の市長からの御答弁と今回の御答弁でもさせていただいております、全般的に建設労務単価が非常に上がっているというようなこととか、あとは資材等、建築費、全て高騰しているというような状況が、今回の総合福祉センターの入札の関係でも、やはり大きな影響を受けたということでございますので、私どもとしては本当に努力して、事業実施者を含めてみんなで力を合わせて28年4月の開設に向けて努力をしているということでございますので、先ほど議員のほうからお話があった、何か延びてしまったというようなことは、それはもうそういった本当に、建築費とかそういったさまざまな状況で入札ができないということでの延びたというふうな状況、その一言に尽きるかというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 入札のときに金額が示されると思いますけれども、入札予定価格というのが示されていると思いますけれども、11月と1月と今回ですか、3回目だと思いますけれども、それぞれの入札予定価格とこのを教えてください。

○福祉推進課長（尾又齊夫君） 入札の予定価格でございます。第1回目の11月に行いましたものが、税別で13億2,269万5,000円、それで2回目につきましても仕様の見直しを行ひまして、同額で2回目もやっております。それと、今後予定してございます3月に行う3回目、こちらにつきましては予定価格が税抜きで15億3,565万7,000円。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 先ほど部長の御答弁ですと、材料費が高騰してる、建築費が上がってるのが原因だということだったんですが、多少の仕様の見直しはしていますけれども、1回目と2回目、同額の入札予定価格ということで、普通に考えればもうこれだけ高騰しているということであれば、金額を上げるのが普通だと思

いますけれども、なぜそこは金額を上げなかったんでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） この関係につきましては、先ほども御答弁させていただきましたが、国や東京都の補助金の事業で事業実施者が行うという関係もございますので、そういった東京都や国との協議等を重ねた中での入札の実施でございます。また、先ほど課長のほうから御答弁させていただきましたが、2回目の入札につきましては、基本計画等にそごがないような形で確認をしながら、建築の仕上がりとか電気設備とか、一部の給排水等の使用等の見直しなどを行って、なるべくそういったところで、お金のかからないところで見直しを図って、第2回目の入札も行ったというような経緯でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） でも結果は不調だったということで、今回、価格を少し上げたんだと思いますけれども、このことで工期が、工期というか、終わりがおくれしていくことになると思いますけれども、そういったことで新たに、建築費以外のことでいいんですけれども、例えば開設がおくれればそれだけ、みのり福祉園の方が移動する時期がもしおくれるとしたら、今のところでまたしばらく運営するんでしたらそういったような費用もかかってくると思いますけれども、工期が延びていくことで発生していく影響額のようなものがわかたら教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現時点では、まだそういったところまで全く試算等はできておりません。まずはこの3月末の入札に向けて、私どもも事業実施者含めて、さまざま協議をしながら、まずはそこに向けて今注力しているところでございますので、今の時点ではそういったところまでは、まだ行ってないというのが実情でございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 民設民営で行っていくことの難しさだと思うんですけども、やはりいろんな契約ということでやっていくのだと思いますけども、私が感じてるところでは、協定なども見ましても、さまざまな点で、今後それ以外のことについては協議していくというような項目が結局入っていて、それだと協定に書いてあることはあるけど、それ以外、何か起こったら全部協議していくというようなことで、何でもありになってしまうのではないかなというふう非常に危惧しているところで、またそこが一番市民の方にとっても不安であり、心配であるところだと思います。その協議した結果についても、でするのでそれをしっかりと変更していったところを、やはり私は公開して説明をしていく責任があるのではないかなというふうに考えます。

次のところの質問になりますけれども、協定の締結の後に法人と色々なことで、私は協議したというのは、この協定の中にあることで変更があったら協議していくというようなことだったと解釈したんですが、どうやらそういうことではなくて、もう日々、日々というか、何かあったらすぐにいろいろ協議をしながら進めているというようなイメージを持ったんですが、協定を結んだ後に変更した点ですとか、あるいは私たち議員に対して、それから住民に対して、昨年9月に基本設計を示していただいて説明会なども行われましたけれども、その後にもまた新たに決まったことなどありましたら教えてください。

○福祉推進課長（尾又齊夫君） 昨年の平成26年9月以降の調整等、変更内容についてでございます。こちらにつきましては、昨年9月以降、まず9月に建設予定地、こちらに標識を設置させていただきました。その後、確認申請を行いまして、建築確認が10月におりたところでございます。また、11月にはみのり福祉園の保護者の皆様、また障害者団体の皆様との懇談会等を開催し、進捗状況を報告させていただきましたところでございます。また、具体的にはみのりの保護者の皆様から御要望等がございましたロッカー室ですね、こちらとあと

静養室、リラックスルーム、こちらをどういう形でどこに設置、配置したらよろしいかということで、法人と設計業者、交えまして調整を行いました。そのようなことで、内部的にその設備といいますか、本体の中の部屋の割り振りとか、そういったところにつきまして調整を行ったところでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) それと、協定書の中で9条とか10条2項というようなところに、予算の範囲内で定める基準額を限度に補助するというような記載がありまして、いろんな補助する事業なども書いてありますけれども、その補助額ですね、それが予算の範囲内で定める基準額を限度に補助するというふうにあるんですが、これについてはどのように捉えればいいんでしょう。具体的な額などがあつたら教えてください。

○福祉推進課長(尾又斉夫君) 協定第9条、こちらに規定してございます予算の範囲内で定める基準額、こちらの基準額の意味合いということでございます。こちら予算額、今後計上させていただくんですが、計上額イコール基準額というふうに捉えまして表記させていただいたものでございます。ですから、基準額が幾らというような設定の考えのもとでの基準額ということではございません。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) そうしますと、計上された額ということでよろしいですか。

○福祉推進課長(尾又斉夫君) そのとおりでございます。予算計上した額を、基準額というふうに捉えてございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) その予算に関してはどういう基準で予算を計上していくのかというか、ちょっとそのあたり教えてください。

○福祉部長(吉沢寿子君) 平成27年度の当初予算につきましては、これから皆様のほうにまた御説明をさせていただくものでございますが、実施計画で平成27年度に総合福祉センターの施設整備の費用といたしまして1億5,000万円を計上させていただいております。それにつきましては、27年度についてはその協定では、あくまでもその予算で認められた額を基準額ということでございますので、1億5,000万円というようなことでございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) わかりました。

それで、費用についてなんですけど、実施計画にも今御答弁いただいたように1億5,000万ということで、備品等整備補助費、それから業務準備委託費として、今実施計画には1億8,000万というふうに出ていますので、それを差し引いた額が業務準備委託費になるかと思っておりますけれども、その内訳といいますか、備品等整備補助費1億5,000万というのはどういったところに使われるのでしょうか。教えてください。

○福祉推進課長(尾又斉夫君) ただいま1億5,000万の内訳ということでございますが、初度調弁費用としまして1,200万、外構等の工事費としまして8,200万、工事事務費、こちらが4,300万、設備工事費、こちらが約1,300万、合計で約1億5,000万円という内訳でございます。

○4番(実川圭子君) それで、建設費の高騰などと先ほどからいろいろありましたけれども、そういう外構などの設備なども入っていると思っておりますけども、そういった部分について費用がこれからまた価格が上がったりした場合には、それは市の負担増があり得るということで認識してよろしいでしょうか。

○福祉部長(吉沢寿子君) 先ほど課長から御説明させていただきましたけれども、今回、工事の予定価格を約

2億円、事業実施者のほうで引き上げをさせていただきました。これは事業実施者のほうが、整備費用として約2億3,000万円を新たに借り入れて、工事の予定価格を引き上げて、今回、3回目の入札に臨んでいただくものでございますので、市としては事業実施者、法人のほうが借り入れを新たにしているということでございますので、市としての計上した金額についてはそのままというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） わかりました。

それが計上した範囲内で定める基準額というふうに捉えるのかなというふうに思います。ちょっと細かいことまでお聞きしましたが、本当にわからないことがたくさんあって、そういったことをやはり説明をしていただくというか、そういったことで納得していくということがありますので、ぜひさまざま変更があった点などは、速やかに説明をして、情報公開していただきたいと思いますというふうに思います。

それから、次の3番目の職員の確保と開設までの準備、タイムスケジュールなどについて、次にお伺いします。

今、本当に工事の事業者も決まらない中で、その先というふうなこともなかなか大変なところだとは思いますが、やはり建物は建築を、その基準に沿って、設計に沿って建てていただければいいかと思えますけれども、その中でやはり働いていく、運営をしていくということでは、たくさんの職員というか、働く人が必要になってくるかと思えます。民設民営ということなので、やはりこのあたりも法人のほうで人を募集していくことになるかと思えますけれども、こちらのほうも社会状況の中で、本当に介護の職の人手不足というのが深刻な状況です。法人のほうのホームページのほうも見させていただきましたけれども、たくさんの施設を運営されていて、それぞれの施設に求人もたくさん出しているんじゃないかと思えます。職員の方は、なるべくこの市内、あるいは周辺の方を採用していくというようなお話もあったと思えますけれども、どのような、何人ぐらいというか、どのような職種の人が何人ぐらいこの総合福祉センターには必要になるのか、概算で構いませんので教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず職員の採用につきましては、先ほど議員からもお話ありましたけれども、法人のほうで、事業実施者のほうが行うということになりますので、具体的な方法とかスケジュールとか、そういったところにつきましては、今後そちらのほうで検討をしていただくようになるかというふうに考えております。

ただ、総合福祉センターで行う事業につきましては、基本的には障害者総合支援法、それから介護保険法、それぞれに基づいたサービス事業者として実施していただく事業でございますので、東京都の指定事業者というようなことになってまいります。そういたしますと、それぞれの事業におきまして運営基準というのが定められておりますので、当然それののりつ職員と有資格者をそろえていただいて、実施していただくというのは当然のことでございますので、それプラス、さらにそのほかの職員等がどうなっていくかということなどは、やはり事業実施者のほうの経営とか運営とかということになってまいりますので、それは今後そういったところも含めて事業者のほうとも、また話をしていくようではないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 運営基準、生活介護には50名だったら何人ぐらいというような計算になってくるかと思えますけれども、大体どういった職種の人が何人ぐらいというのは、最低基準、最低人数でも構いませんので、例えば市内の方で、あそこの総合福祉センターができるんだしたら、これからヘルパーだか、何か資格を取っ

てあそこで働きたいわというような方もいらっしゃるかもしれませんが、どのくらいあそこで働く人が必要なのかというか、概算でいいので教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今現状、みのり福祉園でも職員が20名以上おまして、そこには市の正職員であったり、介護福祉士等の専門職、資格を持った嘱託員であったり、臨時職員であったりというさまざまな職種の者が勤務しておりますので、総合福祉センターになりますと定員がさらにふえてまいりますので、そういったところではさらに職員数はふえてくるものというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 総合福祉センターというか、こちらの計画でいきますと、障害棟って書いてあるほうのほかにも、特養のほうでも職員がかなり必要になるのではないかと思いますけれども、トータルではいかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 生活介護とか就労継続支援B型事業とか、今のみのり福祉園の行っている事業に、プラスその20人ずつそれぞれ利用者の方の定員がふえてまいります。それから特別養護老人ホームのほうは、入所が54床のショートステイが6床ということで計60床になりますので、市内のほかの特別養護老人ホーム等の職員数などを勘案すると、100人近い人数はあその両方の施設で職員が必要になるものというふうには考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 募集の時期ですとか、どのように募集するかというのは、法人のほうのやり方というふうに聞きましたけれども、みのり福祉園の方々が移られるということで、いろんな事業の引き継ぎですとか、あるいはあそこでどういった事業をこれから展開していくかということで、その準備というのは非常に時間がかかるものだというふうに私は思いますけれども、そういった中で例えば法人の方が、実施計画の中でも業務準備委託費というのがありますので、多分そういった準備をされるんだと思いますけれども、そういった人材ですとか、あとは内容などわかりましたら教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 平成27年度に、みのり福祉園の事業を引き継ぐ委託契約を締結する予定としております。その具体的などはまだ、先ほども申し上げましたとおり入札をしてみないことには、まだ何ともいえないということもございますけれども、利用者の特性などにも配慮しながら丁寧に、みのりの保護者の皆様ともお話し合いを重ねて、引き継ぎを行うというようなことを考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 業務準備委託費ということで3,030万円ですか、計上されてますけれども、これはどなたか、法人のほうから人が来て、引き継ぎをするというようなことでよろしいでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） そういったことも含めて、これから法人のほうとまた引き続き話し合い等していく予定でおります。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 実施計画でのせたということは、その予算を立てる上での計画があって、この金額になってると思いますけれども、その内容はどのようになってるのでしょうか。もう少し教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 引き継ぎにある程度必要とする人工などもある程度計算はしながら、あとは管理者となる予定の方に来ていただいたりというようなことも想定しておりますので、そういったものの費用と、あとは引き継ぎの最後のほうになってくると職員数、多く来てもらいながら引き継ぎ等、いろんな業務が必要

となってくると考えられますことから、そういったことを含めた試算ということで計上させていただいたものでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） じゃ、複数の方がいらっしゃるということなんですか。ちょっとそのあたり今のことだと、ちょっともう一度教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 当然後半とかには複数の方に入っていたりとか、そういった引き継ぎ業務というのが必要となってまいりますので、その時期等については、まだこれからですね、やはり入札とか工事の業者が決まらないことにはまだ進めない、実際にはなかなか法人のほうもそこまでまだ検討することが難しい状況でございますので、まずは何とか入札が終わってからというようなことでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） わかりました。

それでは、次のほうに移ります。

4番目の運営に当たっての監督、指導、評価などをどのように行っていくかということで、これまでの答弁でも、まだそのことは先のことなのというようなことだとは思いますが、しかしあと1年、延びても1年数カ月後にはしっかり運営をしていくということだと思っておりますので、そういったところをどのようにしていくのか、具体策は今のところどの程度になっているのかちょっとわかりませんが、それにしても基本計画ですとか協定ですとか募集要項ですとか、そういったことにきちっと沿った事業を進めていただかないと、これから利用する方は非常に不安に思っているかと思っております。そういったところで市のほうが、まあ民設民営ということなので、本当に監督、指導という立場で市のほうはかかわっていくことになるかと思っておりますけれども、そういったところをどのように行っていくのかということか、教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 民設民営ということでございますので、ただ市の委託事業ももちろんやっていただくということでございますので、市といたしましては福祉のさまざまな施策において、先例的にやってる事業が長年ございます。例えば高齢者福祉分野にしても、障害福祉分野にしても、さまざまな社会福祉法人等に委託をして事業を長年実施していただいたりとか、それから介護保険の指定の事業、障害の指定の事業というようなことで事業を実施していただいたりというような中で、これまでもさまざまそういったところと適正に事業を運営してもらおうというようなことで、指導、助言等も行っていましたので、それと同様な形で事業を行っていただくことと、あわせて市の土地のところに建てていただくというようなこともございますので、当然協定に沿った適正な運営、適切な運営をしていただくということで、引き続き指導、監督、助言等に努めてまいるとようなことで考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 指定管理者のときには、指定管理者制度に係る基本方針のようなものがつくられていますけれども、何かそういった民設民営でやられることに関しての監督をしたり、評価をしたりということの基準になるようなそういった方針や、あるいは組織ですか、第三者組織みたいな形で評価をしていくような組織というようなものが、私は必要になるのではないかなというふうに考えてみますけれども、そういった点についてはいかがでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 例えば特別養護老人ホーム等につきましても、現在、今実施している市内の事業者などは、それぞれの法人で第三者評価などを受けて、適正なサービスということで実施しておりますので、当

然総合福祉センターで運営される場合にも、そういったところは法人側のほうで予算を立てて、第三者評価といったものを受審されていくものというふうを考えておりますし、そういったことをこちらのほうもきちんと受審するようにお話をしていくというようなことになろうかというふうを考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） それから、運営に当たっては、さまざまな意見ですとか、そういったことも反映する機会が本当に、要望がこれまでも出されてるかと思えますけれども、例えばみのり福祉園の場合には、9名からなる運営協議会というのが設置されてて、要望されたり、運営についての意見を述べる機会などもあったかと思えますけれども、そういった運営協議会のようなものは設置していただけるのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 運営面につきましては、来年度以降、実際工事等も行っていくわけでございますので、事業実施者である法人や近隣の住民の方々、それからみのり福祉園の利用者や保護者の皆様などと市と、そういったところで協議の場を設けるというようなことで、近隣の住民の方にも御説明をしておりますので、そういった協議の場を設けるということは、事業者のほうも考えているといったところでございます。

以上です。

○4番（実川圭子君） 第三者組織みたいな評価をしていくところですか、運営協議会なども法人のほうで設置していく形になるというような御答弁だったと思えますけれども、そういったことがしっかりと行われるように、市のほうもアドバイスなどをしていっていただきたいと思えます。

この（仮称）総合福祉センターというのは、民設民営ですけれども、やはり市の基本設計に沿って事業を行っていくものです。適正に事業が執行されているのか、市はしっかりと監督してほしいと思えます。そして、市民に親しまれて頼りにされる総合福祉センターの開設を多くの方が望んでいますので、そのためにも不安になるような材料の一つでも減らすために、情報公開と説明責任を市にはしっかりと果たしていただきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、実川圭子議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 西 川 洋 一 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、2番、西川洋一議員を指名いたします。

[2番 西川洋一君 登壇]

○2番（西川洋一君） 一般質問をします。

戦後70年。憲法9条を生かした平和事業の推進の項目です。

①ことしは戦後70年の節目の年です。戦争の当時を語れる方がだんだん少なくなっている状況にあります。二度と戦争を起こさないためにも、節目の年に当たって、戦争と平和に関する事業を活発に行うことが必要と考えます。平和に関する事業の推進を求めるものです。市の計画をお聞かせください。

②広島、長崎に原爆が落とされてから70年。市内在住の被爆者健康手帳を持っている方も少なくなり、被爆の実相を生々の声で後世に伝えることも難しくなってきました。核兵器廃絶への取り組みを強めることが求められます。東大和市平和都市宣言に沿った取り組みを強めるべきです。市の取り組みの現状と今後の市の対策を伺います。

この件では、ことしは核不拡散条約再検討会議、5年に1度開かれる会議ですけれども、ことしはその開催

の年になっています。前回のこの会議では、核兵器のない世界をとということで、核兵器を持っている国も、持っていない国も、そこに参加した全ての国が合意に達しました。それから5年、いよいよこれを現実のものにしようじゃないかという世界的な取り組みも強まっているときです。その年に当たるわけで、国連においても潘基文事務総長も、市民社会の力がこれを大いに後押ししているということで、署名活動を初めとした取り組みに大きな期待を寄せているところです。そういう状況にありますから、市としてもその取り組みを大いに進めてほしい、そのように思っているわけです。市の積極的な考えを聞かしてもらいたいものです。

③安倍内閣は、現憲法のもとでも集団的自衛権を行使できるとの閣議決定を行いました。今後その具体化のための法案が出されそうです。これはもう既にその案といいますか、それも提示されているようですけれども、大変な状況にあると思います。日本が直接攻撃を受けていなくとも、他国で武力行使（戦争）を行うことに道を開いていくことになります。憲法9条と集団的自衛権行使は相入れません。一市民としても「国が決めることだから」と傍観するわけにはいきません。市長もこのことに関して見解を示し、閣議決定の撤回、集団的自衛権行使反対の行動を行うべきではありませんか。市長の見解をお伺いします。

④公務員の憲法擁護義務について。憲法第99条に、憲法尊重擁護の義務「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と書いてあります。この立場から、市として憲法擁護の活動をすべきではありませんか。特に憲法9条を守るため、市としての事業を行うべきではありませんか。お伺いするものです。

⑤横田基地は、東大和市からわずかの距離にあり、その動向は市民の安全につながるものです。横田基地にはオスプレイが飛来し、また同基地を利用した落下傘降下訓練が行われています。市は、これらの横田基地の動向をどのように把握していますか。関係周辺自治体（東大和市も含め）の対応について、お伺いするものです。

次は、公契約条例です。

①市の発注する工事において、労務単価2省協定に基づく労賃が現場の労働者に支払われているかどうかは、適正な工事が完了するかどうかにかかわり、また労働者の生活を保障する上でも重要なことです。これまで、末端の労働者の労賃は、「2省協定」労賃とかけ離れて低く支払われている状況があります。市が発注した工事においては、現状を把握すべきです。調査し、適正な対策をとるよう求めるものです。いかがでしょうか。

②公契約条例の制定について、市の取り組みの状況について伺います。

次は、自然再生エネルギー活用施策の推進です。

またまたこの問題を質問するものです。ぜひ、実現をしていただきたいというふうに切に思います。

①原発ゼロのエネルギー政策への転換を国に求めるとともに、地方自治体でもエネルギー対策を推進するよう求めます。太陽光発電等自然再生エネルギー利用機器等設置に対する助成制度の創設を求めるものです。その後の検討状況等、進展はあるのでしょうか。引き続きお伺いするものです。

以上がこの場からの質問です。よろしくお願いいたします。

〔2 番 西川洋一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、戦後70年の節目の年の平和事業についてであります。平成27年度の平和事業につきましては、戦後70年を迎えますことから、内容を充実して行うことを考えております。主なものとしましては、旧日立航空機株式会社変電所の歴史と戦争体験者の体験談を記録映像にすることを考えております。

また、東京都市長会の助成金が活用できました場合には、平和の大切さを次世代に引き継ぐため、東村山市と連携し、中学生の広島市への派遣を予定しております。私も広島市の平和記念式典に参列する予定であります。その他に変電所の絵入り名刺の作成や、平和市民のつどいの充実、郷土博物館及び公民館等の平和事業の拡充などを考えているところであります。

次に、核兵器廃絶についての市の取り組みの現状と今後の対策についてであります。核兵器の廃絶につきましては、国際的な課題でありますことから、基礎的自治体として平和首長会議に加盟することなどの取り組みを行っているところであります。今後につきましても、平和首長会議を通じて、核兵器の廃絶について訴えてまいります。

次に、集団的自衛権についてであります。閣議決定を受けて政府では関連法の整備を行っていくとしておりますので、今後の国会におけます法案の審議を見守りたいと考えております。

次に、市としての憲法擁護の活動や憲法第9条を守るための事業についてであります。市では憲法に対する市民の皆様の理解が深まるよう、日本国憲法の冊子を作成し、公共施設等への配布や平和市民のつどい等で配布を行っているところであります。

次に、横田基地の動向についてであります。市では横田基地周辺市町基地対策連絡会の幹事市に確認するなど、必要に応じて情報収集をしております。また、横田基地に対します関係周辺自治体の対応についてであります。東京都市長会としましては、東京都に対しまして東京都予算編成に対する要望事項の中で、横田基地等周辺の生活環境整備・騒音対策等の推進について要望をしております。

次に、市の発注する工事における労働者の賃金の調査と対策についてであります。市では契約締結時の工事契約約款におきまして、法令遵守し、締結内容を履行する旨を規定しております。また、予定価格1,000万円以上の契約につきましては、東大和市公契約（建設工事）における元請・下請関係適正化指導指針により、適正な雇用、労働条件等を指導しているところであります。こうしたことから、調査につきましては現在考えておりません。

次に、公契約条例の制定についてであります。公契約条例につきましては、平成21年、千葉県野田市で制定されて以来、現在11の地方自治体で条例が制定されております。しかし、都道府県では制定している自治体はなく、全国的にもまだ少数にとどまっているのが現状でございます。条例制定に当たっては、労働法制との整合性、入札契約制度の前提である公平性及び競争性などの確保、整理、検討すべき課題があると認識しております。こうしたことから、今後も国、東京都及び各市の動向を注視し、調査研究を続けてまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電等自然再生エネルギー利用機器等設置に対する助成制度についてであります。太陽光発電等の自然再生エネルギーの活用における国、東京都の動向や近隣市における状況など、情報収集に努めるとともに、活用できる補助金などの研究を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○2番（西川洋一君） それでは、最初の項目から順次、もう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

①の項目では、改めて市の27年度予算の平和事業というところの予算額を見ますと、昨年と比べたり、あるいは平年と比べると10倍以上ですかね、金額的にはすごいという中身だったというふうに評価できると思っております。ただ、それが本当にこの70年という節目に、大いに平和事業を推進していこうかという点では、もう少し

いろいろな事業展開したほうがいいのかなと思いつつ、今計画されている事業の中身、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

これまでもこの議会の中で、変電所の保存の問題や、あるいは戦争体験の映像記録をつくっていく、これは体験談を話したのを記録化するのでしょうか、そういうようなことが話されましたけれども、その映像記録作成というのは、具体的にどんな内容になるのか、まずお聞かせください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 映像記録の作成についてでございますけれども、今事務局というか、担当者のほうで案として持っている内容ですけれども、まず日立航空機株式会社変電所ですね、貴重な戦災建造物ですので、その歴史というか、設立から爆撃して現在に至るまでの歴史というか、そういうところをまず映像でお示したいなというふうに考えているのが1つあります。それとあわせて、この地で戦争を体験、受けた方々の体験談を、そこにも収録しまして、それで変電所とその戦争体験をあわせて考えると。そして、さらに現在もこういう地で私たちが生活しておりますので、現状のこの平和な社会というか、その地域のことも触れながら、1時間には満たない時間になるかと思えますけれども、そのDVDを作成して、それで対応していきたいなというふうに考えてるところです。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 今お話し伺うと、なかなかいいのができそうかなというふうな感じを受けたわけです。

実は、この質問をするに当たって、私も市の発行しております「軍需工場と基地と人々」というのを改めて見ました。この編さんには、この議場の中におられる議員さんも名前を載せておられますけれども、これを改めて見まして、先ほど参事がおっしゃいましたように、東大和も戦場であって、そこでは非常に苦しい思いもしたということがる書かれています。

それで、私は平和を望むとか、そういうのを言う場合には、必ずその反対側に戦争によってこんな大変なことがあったんだということをあわせて表現することで、本当に平和、大事なんだということが、より一層わかることになるというふうに思うんですね。この記録を読んだり、あるいは市がこれまでも、先進的と言っているんですかね、平和文集もつくっておりますけれども、それらを読みまして、本当に大変な状況にあるというのがわかります。皆さんも読んでいて、そんなことわかってるといふことかもしれませんけれど、ちょっと私も感じたところを読みますと、この本では昭和12年の日華事変から、この軍需工場がつくられ始めたところから記載されておりますけれども、それから昭和20年の終戦までいろいろ苦労があったようです。大和村にも大政翼賛会ができて、物資が足りなくなったといって金、銀、ダイヤモンドの供出、また家庭の鍋、釜、銅像、お寺のつり鐘、こういうものが徴用されたとか、供出の対象になったと。また、これひどいなと思ったんですけども、火薬用綿の供出要綱ってのがあって、ここでは座布団の綿も供出するよにといふことで、外皮は出す人が外して綿だけを供出するよにとか、そういう時代があって、根こそぎ動員されて、大和村では1,000人近くが入隊していったと書いてありますし、そして爆撃を受けて、1945年2月17日の爆撃とありますから、終戦直前の爆撃で、私の見方が合ってるかどうかあれなんですけど、死者70名、そのうち6割が防空ごうに入って押し潰されて窒息死と書いてあったり、あるいは重さ1トンもある定盤、これは鋳物でできた重い水平を出すものなんですけど、物すごい重いわけですよ。これが吹き飛ばされていたとか、行方不明になった人がのこぎり屋根の上で死亡してんのが見つかったとか、そういうのが記載されています。ですから、どれほどひどい爆撃があって、そのもとで逃げ惑うというんですかね、必死に命を生き延びた人、それからまた亡くなった人もいたわけですけれども、そういう人たちがどういう思いであったかというのが、こういうのを読ん

で想像できるわけです。これは自分たちが受けたということで、大変だったな、戦争したくないなという思いが、これはこれでわかりますよね。

ところが、もう一方で、私は同じ時期に日本の帝国軍隊に徴集されて、外国へ出て行って、そこで爆撃、砲撃していた人も日本人で、日本の軍隊はやってたわけですよ。そこには砲撃の下、爆撃の下には、その国の人々がいて、それで同じような思いで、戦争は嫌だなと思った人がいる。その両方を見て、やはり戦争は絶対やってはいけないというものを、やはり発信していくのが必要じゃないかと、そういうような映像記録にぜひなってほしいなというふうに思うんですけど、その先ほど言われたものの中には、実際の被爆、爆撃を受けて、その状況だとか、そういうことも全体として入っていくような内容、それを語る人の内容、こういうものはあるんでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 詳細な内容につきましては、予算が成立しまして、業者さんが決まるとか、そういうやりとりをする中で最終的には決まっていくかと思えますけれども、現在のところ私たちが考えてるのは、日立航空機株式会社の従業員だったり、また動員された学生だったり、そこで被爆を受けた方々の体験談がお聞きできればいいかなというふうに考えてるところです。

以上です。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時38分 休憩

午後 3時48分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（西川洋一君） 映像記録からちょっと離れて、なぜ変電所を保存するのか、その意義ですね、これを広く広報することが、今非常に大事になってる。ある方が、この議会ですかね、西の原爆ドーム、東の変電所って、この議会でどなたか言ったんですかね、（発言する者あり）市長が言ったんですか、こちら……。まあそれほど意義があるという中身を、やはりもう少し詳しくやる必要があるんじゃないかと。

私は、変電所は、確かに銃撃の弾痕は残ってます。ああ銃撃されたんだな、見た目それだけなんですよね。でも、実はそこも含めて非常に多くの爆撃があって、そこで多くの人々が亡くなったり、苦勞したり、そういうものがあって、そのシンボルとして残ってる。このあたりも詳しく、みんなに知らせていくべきなんじゃないかと。変電所の成り立ちなどについても、先ほど何かよく調べて、歴史をつくった映像にするっておっしゃったんですか、私はこれもパンフレットだとかそういうものにして、広めていく必要があるんじゃないかと。ですから、変電所を保存するその意義、これを市としてはどのように発信していきたいと考えているのか、まずお聞かせください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 変電所は、昭和13年に建てられたということで、それから77年も経過してるというところなんです、その間に戦争という悲惨な歴史の真っただ中にいたという状況です。そのこともありまして、爆弾の炸裂の跡が残ったり、機銃掃射の跡が残ってるということで、まさしくこの地域で戦争が起こっていたという事実を残すような建造物じゃないかという意味で、貴重な建造物と言われているんじゃないかというふうに認識しているところです。ですので、その建物を見ることによって、その戦争のおそろしさというんですかね、そういうのがまず実感できるんじゃないかと思います。

また、あわせて、その変電所のこの地域にあっても、この身近な地域で戦争が起こったというようなこ

と、そして多くの命が、とうとい命が犠牲になったと。そういう事実を知って、後世の人たちにもう戦争はしてはいけない、そういうおそろしいものだということを伝えることができるのではないかと思ってるところです。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 広島と大和村を比較しますと、広島の場合には無差別で人々が大勢、言うなら殺された。だけど、大和村の場合には、そこに軍需工場があって、その工場目がけて爆撃がされた。こうした点で大きな違い、戦争の中身としては大きな、同じ爆撃にしても大きな違いがありますけれど、だけどそこにいた人が、広島も焼け野原になった。大和村の場合には、焼け野原にはならなかったけども、その爆撃によって工場が見るも無残な姿になっていて大勢の方が亡くなった。

その先ほどの今度は映像のほうと関連していきますけど、そのリアルな実態がわかるようなものを、ぜひつくっていただきたい。映像でつくる場合、語るだけでなく、その爆撃を受けた後どうなったか。この本には幾つか写真がありますけれども、できれば動画で、動画でじゃない、そのころは8ミリフィルムですか、何かそういうような動きのあるものが残っていないのかどうか、その辺はこれまでの調査の中ではどんなふうになってんでしょうか。もしないとしても、広くそういうものを持つてる人いませんかということで、これは長年かけて、この本をつくった人が発掘はしてたんでしょうけども、また改めて今の時点でそういう調査もかけるということもしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 平和事業全体のことで、私ども庁内の中では、企画財政部のほうで全体的な把握をしてるということの中で、今までも参事のほうも答弁してございましたが、この記録映像の制作等につきましては、基本的にまだ予算を提案してる段階で、今後審議というところの中で、少しずつ準備をしてるということで御理解をいただきたいというふうに思いますが、その現在の準備の中では、戦後70年ということで、かなり時がたってるわけでございますが、この70年ということを機に記録をするということで、このチャンスはこしかなないんじゃないかというのが、私ども全体的な庁内の考えでございまして、今、西川議員がおっしゃるように、なるべく動画という部分というのを取り入れたいというふうには考えは持ってるんですが、なかなかそういったものが、今の準備の段階ではちょっと見当たらないかなという部分もございますが、今後、委託する部分、そういったことをまた考えて、その業者サイドのいろいろな対応、それと今公募というようなお話ございましたけれど、そういったものも、まことに期間がない中で行いますので、8月には間に合わせなきゃいけないという部分ということで、今準備しておりますので、そういった部分をできる限り期間内に対応できるものは考えていきたいというのが、基本的なスタンスでございます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 広く調査していただきたいと思いますが、できれば米軍関係者からも、そういうことが入手できればいいかなというふうに思うわけです。この記録の中にもありますが、機銃によって撃ち落とされた米軍が落下傘で落ちてきて、それを思わず照準を当てて撃とうとしたけれど、「撃つな」という声がかかって、撃たないで、それは立川の憲兵隊ですか、そちらに送ったという話もあるくらい——書いてたしかあったと思うんで、そういうつても、もしできればそういうことも含めて、ぜひお願いしたいと思います。

それで、この70年の節目を、平和のための大きな活動の年にしていくという上で、郷土博物館及び公民館でもいろいろ事業を進めたいというふうに市長が答弁されましたけど、おおむね構想はあるんでしょうか、内容は。

○社会教育部長（小俣 学君） 博物館と、それから公民館、そして図書館のほうで、毎年この平和月間のときに、いろいろな事業を考えて、平和を考える例えば見学会だったり、いろんな事業はしてきているところがございます。私どもとしても、事業計画としてはまだでき上がっていない部分はありますけども、事業については詰めてるところですので、全庁的に私どもも全面的にそういう事業に協力をして、やっていきたいというふうに思っております。まだ現状では、ちょっと発表のほうは差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○2番（西川洋一君） いいものが計画されることを期待します。

同じように、この70年の節目を、教育の面ではどのように受けとめて、子供たちに戦争だめ、平和を維持しよう、こうしたことを教えていこうというようなことになってるのでしょうか。

○教育長（真如昌美君） 学校では、学習指導要領にのっとりまして、国の平和、それから世界の平和を願う、そういう学習をさまざまな場面でしております。一番、最たるものは社会科ですけども、その中で今回は採択した中にも本市の工場の写真が2枚載っております。ただ、先ほどおっしゃってましたように、悲惨さを感じるということだけではなくて、その先にもう1枚写真が載っております、そこでなぜその工場を、この先、残そうとしているのかについてみんなで考えましょと、そういうページがあります。そんなような感じで、子供たちの学習についてはしっかりと学校で受けとめて平和について話をしていく、あるいは考えさしていくという、そういう指導の仕方になってきております。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 平和文集で、子供たちの書いた文章がありますけれども、全体としては戦争はおそろしいものでだめだという書き方になってんですけども、大体がおばあちゃんから話を聞いた、親から話を聞いて、おそろしいもんだとわかったというふうに、全体としてはそうなると思うんですよね。ああ、そういうものかなと思ったのは、「私が知っているのはまだ生きていたひいおじいちゃんといひいおばあちゃんから聞いた話です。第二次世界大戦かわかりませんが、戦争のお話です。戦争はおそろしいものですと前に言っていました。私は戦争時代に生まれなくて、平和な時代に生まれて、これで幸せだなと思いました。戦争はおそろしいものだそうです。」で終わってんですよね。

ですから、話を聞いてそれをわかるというのと、実際にそれを実感するというのではまたちょっと違ってくるかな。つまり、戦争の実相もかなり、わかってもらおう。例えば原爆で亡くなった人の焼け焦げた姿がパネルで出されている。それを駅で展示していると、目を背ける面もあるんですよね、残酷だっていうんで。でも、それが戦争なんだというのをある意味で、やはり子供にもわかってもらおう、そういうものもまた必要じゃないかというふうに私は思うんですよね。そういうものがやっぱり必要だと。

それでもう一方で、こういうくんだり、書いてる人もいるんですよね。「私が戦争について知っていることは、日本が戦いを続けているうちに、一般の人の生活も苦しくなっていくたということです。例えば日用品などが切符制になったり、いろいろ禁止されることもふえました。鉄が足りなくなるとお鍋など持っていけなくなってしまいました。そして若い男の人などは、戦うために連れていかれてしまいました。時には飛行機に人が乗ったまま、敵のところに行ったりもしていました。こんなふうに命をかけて日本のために戦っていった人たちを、私は尊敬すべきだと思います。」。これはとり方によっては、戦争に行く人を賛美するというふうにもとれますし、大変なかなこれをどう受けとめるかというのは、やはり難しいし、それからこれを教育の上でどう、本当に戦争だめということで、こういう子たちを教えるかというのは大変難しいと思

うんですけれども、そこはプロとして、教育のプロとして、やはり戦争の実相をきちんと知らせることと、なぜ戦争が起こったかというところまで踏み込んでの教育を、小さい子にどこまでできるかわかりませんが、その辺が非常に大事になってるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○教育長（真如昌美君） そのとおりでして、いろんな資料がたくさんありますけれども、それをそのまま子供たちに指導するわけにいかないと思うんですね。ですから、やはり子供の発達段階に応じて、学年に応じて、そこで平和について一つ一つ段階を追って育てていくという、そういう場面が非常に大事だろうと思います。

先ほど申しあげましたように、教科書の内容をそのまま受けとめて、大変だ大変だ、悲惨だったんだねということじゃなくて、先ほど言いましたけども、その先にもう一つ、6年生になると、今度は自分がなぜその建造物がね、その市で残そうとしているのかということについて考えてみましょうというステップアップをしていくわけでありまして。そんなことで、子供の発達段階に応じて今後も慎重に学習を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 1の項目は、ことし戦後70年の節目で、全庁挙げて平和のための施策を積極的に進めていただきたいというふうに思います。8月の平和月間だけでなく、年間を通じて、ぜひそういう取り組みをしていただきたいことを、最後にこの項目では要望します。

②の核兵器廃絶のことです。

東大和市は、平和首長会議に参加して、積極的な取り組みをしていると思います。この平和首長会議が、今中心になって活動しているその内容、そしてまたそれへの市の取り組みについて詳しく教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 平和首長会議でございますけれども、当初は広島市長が中心となりまして、世界の都市が国境を越えて連帯して、ともに核兵器廃絶の道を切り開こうということで、それが提唱されて連帯が呼びかけられたということです。平成27年3月1日現在では、世界の160の国と地域、そして6,585の都市が加盟していると。しかも、日本の国内でも1,545の自治体が加入しているというようなことが、ホームページにも記載されているところです。

活動なんですけれども、2020ビジョンという目標がありまして、全ての核兵器の実戦配備の即時解除、そして核兵器禁止条約締結に向けた具体的交渉の開始、2015年までの核兵器禁止条約の締結、そして2020年を目標とする全ての核兵器の解体というようなことを掲げまして、構成自治体のほうには署名活動等を要請してるといような状況でございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） 東大和市としては、この首長会議へは出席されているのでしょうか。出席していれば、その会議の内容はどのようなものか。それから、2020年の核兵器禁止条約締結目指しての署名活動を市も進めています。平和市民のつどいで、その会場で署名用紙も用意して募集をしているところなんですけれども、その取り組みの状況を教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 平和首長会議のほうなんですけれども、昨年、平成26年度から予算措置をさせていただきまして、初めて行ったような状況です。市長が公務ございましたので、代理に私のほうが出席をさせていただいてる状況です。2日間にかけたことなんですけれども、開催市の松本市のほうで平和事業の取り組みが、どんなことをやってるかということで、小学生、中学生の取り組み等の御紹介のあった後、翌日につきましては総会という形で、さまざまな平和事業の取り組みについて話がございました。このような核兵器廃絶の取り

組み、その辺を中心に方針の確認と、あとは構成、参加してる自治体側との情報交換、あるいは意見交換などが行われたような状況でございます。

また、東大和市の署名活動の取り組みでございますけれども、平和市民のつどいの会場におきまして、その署名を御用意させていただいて、そこで御協力をいただいているというような状況です。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） ちなみに、署名はどのくらい集まってるんでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 大変申しわけございません。平成26年度の署名の数は数えてないんですが、たしか平成24年度は8というような形で議会でも御紹介させていただいているような記憶があります。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 首長会議では、2020年までの核兵器廃絶ということで、世界中からその署名を集中していきましようというような取り組みになっておりますので、市がこういう署名に取り組むということは非常にいいことなわけで、ただ少ないのがちょっと残念ですけれども、これは日常的に、こういう署名を市としても他の自治体と一緒にやってるんですよということで、市の施設に置いて、そこで署名していただくというような取り組みはできないでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 署名のほうの用紙なんですけれども、お名前と住所を記載していただくということもございまして、公共施設に仮に箱等を置いて中に入れていただくことも想定できるんですが、仮にこちらに届く前に紛失したりした場合、個人情報の問題等もございますので、その辺はちょっと慎重に考える必要があるかなというふうに思っているところです。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） ぜひ、実行できるようにお願いします。

それで、この核兵器廃絶の問題でも、やはりこの運動を進めているものとしては、核兵器が使われたときの悲惨さ、その実相を広めていくということが大きな力になるということで、市も原爆パネルを買って、平和月間のときにはそれを展示したりしていただいているわけですけれども、これをこっちは戦後70年という節目の年ですので、年間を通じて、例えば各公民館で、今月はこの公民館、その次の月はこの公民館という形でも、順次公民館等で、この原爆パネルを年間を通じて展示する、そういう取り組みをする平和の年にする、これも大変有意義なことじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） その戦争の悲惨さを伝えるということは、私どもの部でもいろんな場が提供できるというふうには考えております。平和を市民の方にも伝えていく、広く伝えていくためにも、私どもの部でも企画財政部と一緒にやって、そういう場を使ってやっていくということは可能であると考えますので、今後調整したいと思っております。

以上です。

○2番（西川洋一君） 具体化できるように、ぜひ検討をお願いします。

それで、この核兵器廃絶というのは、誰もが願っていて、ゼロにしましよって、こう言って久しいんですよ。言うなら原爆が落とされて、最初の第1回の国連総会で、核兵器は、原爆はゼロにという決議もされて以後、70年近くたったわけですけれども、何でやはりなくならないかという点では、私は核兵器があるから戦争が抑止できる、相手の国が攻めてきたら、うちは核兵器があつて、それで反撃するぞというおどしがあるから戦争にならないんだという考え方。一般的には、核抑止力論というふうに言ってるんですけれども、この

考え方の克服が非常に大事だと。核抑止力論なんて言うとか論文みたいな感じであれですけど、一般的に考えると日本が、よその国が攻めてきたらアメリカの核が守ってくれてんだ、これですよね。こういう考え方は、やはり核兵器を廃絶していく上で非常に大きな障害になって、この考え方をやはり克服していくことが、核廃絶に向かっていく上で非常に大事だと私は思うんですけども、市長はその核兵器廃絶に当たってのこうした考え方について、どのようにお考えでしょうか。

○副市長（小島昇公君） 東大和市も平和都市宣言をしているという実績がございますので、やはり都市宣言の中で、平和を愛する全世界の人々と手を携えて、戦争と核兵器のない世界の建設に向けて努力することを誓うということでございますので、核兵器がない世界をつくるために力を届けたいという考えでございます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） まあ正面から答えていただきたかったですけども。

核兵器を持っていれば、よその国が攻めてきたときに、それを使うぞということで相手が攻めてこないだろうという考え方がある、それで核兵器を持ち続けることが正しいということになれば、これは日本でなくてほかの国もやはり同じ立場ですよね。結局、その国も核兵器を持つ。それが戦争にならない力になるんだ。この考えでいったら、核兵器はいつまでもなくなるわけではないわけですよね。

そこで、国連の中でも、こうした議論に対して今、核兵器は人道的立場からもなくすべきだというような議論になってきて、これに対して非常に大きな賛同が出ていると。日本の政府の訳文によるこの国連の決議、共同ステートメントって書いてありますけども、その訳文の中には次のような項目があるんですね。「いかなる状況においても、核兵器が二度と使用されないことが人類の生存そのものにとって利益である。核兵器爆発による壊滅的な影響は、それが偶然、誤断、故意のいずれによるものであれ、適切に対処されることはできない。これら大量破壊兵器の脅威を除去するため、あらゆる努力がなされなければならない。」。次の項目で「核兵器が決して使用されないことを保証する唯一の方法は核兵器廃絶である。」、そのために共通の責任を有する。これに日本政府も、今回、共同の賛同者になったという、いろいろ立場があるんですけど、なったということですよね。やはりこの考えに基づいて進めていく必要があるわけで、市の宣言もこうした立場からのものということで、こうした人道上の宣言も大いに広げていっていただきたい。それは署名の活動と一緒に広げていっていただきたいと思っておりますけれども、そうしたことはできるでしょうか。

○企画財政部長（並木俊則君） 先ほどからのいろいろな私どもの答弁と重複する部分があるかもしれませんが、私ども平和都市宣言を平成2年10月1日に行っております。それに沿った平和事業を進めたいということで、今までの経緯だというふうに思います。先ほどからお話ししております戦後の70年ということしのこれを機に、事業のほうは少し拡充をするというような考えを持ってきております。その平和都市宣言に沿った平和事業を今後も実施していきたいというふうに思っておりますし、また先ほどからお話が出ております平和首長会議と連携して、市の考えとしましては何回も申し上げておりますが、核兵器の廃絶あるいは戦争のない世界の実現に向けて、今後も努力していくということが東大和市の考えでございますので、今後もそれに沿った内容の事業を実施してまいりたいという考えでございます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） その具体的にやる事業を、私のほうも幾つか提起しておりますので、それが現実の行動になってあらわれるように、ぜひ努力していただきたいと思っております。

③の集団的自衛権のところに移ります。

この問題は、国の骨格が大きく変わってしまう問題でもありますし、今まで戦争をしない、戦争は絶対だめというふうに、この場でも議論がされてきました。けれども、この集団的自衛権を行使するということに対しては、今までは日本の自衛隊は、外国での武器使用はしなかったのが、今度はそれができるような可能性を持った内容に進んでいってしまうわけですね、まさに戦争をする国。先ほど一番最初のところで、戦争は絶対だめって言ったその基本には、こんなひどいこと、戦争になると受けてしまうから戦争はだめと言ったけど、今度は軍隊が外国に行くことによって、外国の人に対して、そういう外国の国民を傷つける、そういう可能性も含めた内容を持つ、そういう国になってしまうという内容を含んだものだと私は思います。それだけに、市長がこの問題について、市長のみずからの考えをきちんと言えないというのは、これはちょっと、こういう言い方していいんでしょうか、情けないというふうに私は思います。やはり一市民として、このことに対してきっぱりと判断をして対応をすべきと思いますが、また同じお尋ねになって申しわけないんですけど、いかがでしょうか。

○副市長（小島昇公君） お答えのほうは、先ほど市長のほうはお答えをさせていただきました。同じ答えになってしまいますけども、集団的自衛権に関しまして、閣議決定を受けて、政府は関連法の整備等を行っていくとしておりますので、市としては今後の国会での審議を見守りたいというのが市の考えでございます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 今国会の法制化の動きに関して、新聞報道では、集団的自衛権行使容認の閣議決定の内容を法律案にまとめるための協議を、自民党と公明党は2月13日から週1回のペースで始めた。高村自民党副総裁は、遅くとも3月中に取りまとめたいとの期限を表明したとあります。

また、この協議の中に、提示がありまして、一つの問題点は、いつでも、世界のどこでも自衛隊の米軍支援を可能にする恒久法の制定、2つ目には周辺事態法で定めた自衛隊への制約を取り払う抜本的な改定が示されたと報じられています。

こうした動きに対して、きょうの東京新聞で、宝田 明さんが談話を寄せていまして、次のようなことを言っています。全部読むと長くなりますので、ちょこっとその一部を紹介すると、「集団的自衛権を行使して、わざわざ外国に出かけて米軍の軍事行動に協力し、相手の恨みを買う必要はない。」、中を飛ばして「こちらが聖戦だと言っても相手も聖戦だと思っている。戦争は戦闘員だけの戦いではなく、無辜の民を戦火に巻き込んでしまう。」、また途中、飛ばしますけど、「傷つけられた相手への恨みは一生消えない。」「愛する家族や友人を殺された人の恨みはもっと深い。逆に、自分が傷つけられれば相手の恨みが残る。「やった」「やられた」が繰り返されていく。戦争とはそういうものだ。昨年の衆院選の公示翌日、NHKの情報番組に生出演した際、発言をアナウンサーにさえぎられてしまった。戦争は絶対にしてはならず、国家が間違った選択をしないよう国民は選挙で意思表示すべきだ、と話す途中だった。さえぎられた真意は分からないが、戦前のように、言いたいことが言えない暗い世の中に戻してはいけない。」。ちょうど私、この質問したときに、きょうこうした文書が出たんで、ああこの人、同じだなというふうに思ったんですけど、やはり市長もここまで、ここまでというか、これは普通の言葉だと思うんですけど、やはり表明すべきだと思いますが、できませんか。

○市長（尾崎保夫君） いろいろとお話を聞かしていただいたわけですけども、今の世界の厳しい、しかも急激な動きの中で、我が国の安全保障をめぐって集団的自衛権について閣議決定されたということは新聞等で知ってますし、またそれに伴ってさまざまな議論が起こっていると。今御質問者も、その議論の一つかなというふ

うには思っていますけれども。私はまず1点目として、一番大切にしていきたいなというふうに思っているのは、東大和の市長として、そして東大和市の平和都市宣言、そうした市の市長として平和都市宣言に沿った形で、その立場を基本にしたいというふうに考えてございます。平和都市宣言として、平成2年10月1日に宣言がされているわけで、これは御存じだというふうに思いますけれども、読むと長くなりますからところどころということですが、「恒久平和の実現と、核兵器の廃絶は、全人類共通の願望である。」と。そして、結びとして、「平和を愛する全世界の人々と手を携えて、戦争と核兵器のない世界の建設にむけて努力する」というふうな締めという形になってるわけですが、そういう立場を基本にしまして、市民の安全を確保し、平和な市民生活を維持するよう万全を尽くして努力していく、それが私の使命なんだろうというふうに思います。そのために、いろんな情報を仕入れたり、問題を整理したり、そしてそれらの行動に当たりましては、やっぱり市議会、あるいは市民の皆様とともに行動していきたい、そのように考えています。

○2番（西川洋一君） これも新聞報道ですけども、安倍首相の進めていることに対して、自民党の元幹部、重鎮たちからも批判が多く出ているという報道があります。

山崎元自民党副総裁は、「戦後70年の外交安保政策の大転換を閣議決定でなし崩しにやるべきではない」というふうに指摘。さらに、「『戦後以来の大改革』などと言って、タブーを破った快感に酔いしれて、個人の名誉心でやっている」と痛烈に批判した。

古賀さんって方は、自民党内の状況について次のように報道されています。「集団的自衛権の行使をなぜ今、問う必要があるのかなど、根っこの議論が何一つない。憂慮すべき状況だ。」。

野中さんも、沖縄県知事に対する対応の問題で、「絶対に許せない」という発言もしておりますし、「本当に悔しい。自民党がこんなにも沖縄を差別するのか、本当に残念に思っている」というような、本来の自民党の中心的な人たちもそうした考えを持っているということを紹介し、市長がこの問題できっぱりとした集団的自衛権行使容認に反対の表明ができないことを残念に思います。

次の項目に行きます。公務員の憲法擁護義務についてです。

憲法99条では、尊重擁護義務というのがありまして、公務員が公務につく、就職する最初のときに、この宣誓があるということを知っておりますけれども、具体的にはどんな内容なのでしょう。

○総務部長（北田和雄君） 職員の宣誓ですけども、新入職員が入ったときに市長の前で宣誓をいたします。ちょっと文言は、今資料がないので正確には言えませんが、日本国憲法を尊重して職務に当たるといふ趣旨の宣誓をいたしております。

以上です。

○2番（西川洋一君） 公務員がそういう宣誓をした上で、憲法を守るという立場で業務を行うと。については、この憲法そのものを知ることがまず大事で、これはこれまで市は積極的に憲法パンフを公共施設のところで、どなたでも自由にお持ちくださいという形で配布して、これは非常にすぐれた事業の一つというふうに思いますが、これは他市の関係ではどのように評価されているのでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 日本国憲法を配布する際に、常に私どもがいるわけではないので、他市の方からの評価というのははっきりわかりづらいんですが、以前、私がイベントで立川市のほうに出向いた際に、その憲法冊子を無料でお配りした際には、いい取り組みですねというようなお話はいただいているところです。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 悪いという話はなかったということで、何件あったかわかりませんが、そう評価

されていると。これはこれまで何部刷って、どのくらい活用されているのでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 憲法の冊子でございますけれども、一番最初に19年の8月のときに2,000部つくりました。その後、23年度、26年度ということで2,000部ずつ増刷しまして、合計6,000部印刷しております。現在、企画課のほうにある在庫が829部ということになっておりますので、5,171冊が企画課の外に配置されているというような状況になっております。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） これは大変、私はすぐれた施策の一つだと思いますけれど、引き続き全有権者に渡るくらい頑張っていたきたいと思えます。

それで、先ほどから市長も市の平和都市宣言、これ非常に重視しておられます。これは市のインターネット、ホームページには掲載されているんですけども、文書でですね、それほど配られてないんじゃないかと。ということで、できれば私はこの憲法のパンフと、その平和都市宣言の文書を抱き合わせでもいいですから、市の公共施設において配布する。これも非常に大事な仕事かなと、なかなかすぐれた文章ですのでね、東大和市がこういう宣言してるというのは、なかなか知ってる人も少ないんじゃないかと私は思いますので、そうしたことができないかと。いかがでしょうか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 平和都市宣言を憲法の冊子に入れたりしてですか、憲法とあわせて平和都市宣言の紹介等もすることなどもできるかと思えますので、その辺は今後増刷等をするときに検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） よろしくお願ひします。何も一緒になくても、別個でもいいですから、よろしくお願ひします。

それから、次の横田基地の問題です。

市長の答弁では、情報収集している、そのほか生活面、環境面での要望を提出して話でしたけれど、オスプレイがどの程度、この間、飛来し、そしてまた落下傘降下訓練が現実に行われているわけで、その状況がわかったら教えてください。それから落下傘降下訓練というのは、どういう目的を持ってされているのか、そうした降下訓練をする際の事前通知というのはあるんじゃないかと思うんですけど、そうした中にそのことが書かれているのかどうかも含めて、情報を把握していたら教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） まず、オスプレイの飛来の状況ですけども、日にちだけ紹介させていただきます。2014年、昨年7月19日、7月21日、8月29日、8月31日、9月2日、9月5日、9月8日、10月24日、10月25日、そして10月26日、10月27日、11月1日ということで、横田基地のほうにオスプレイが来るといような状況はつかんでおります。

また、降下訓練なんですけども、こちらにつきましては、これも日にちだけ申し上げさせていただきますと、平成26年につきましては4月11日、6月9日から6月11日、また6月16日から6月19日、7月1日、そして7月23日、8月5日から8月7日、8月11日から8月15日、9月5日、10月24、27から30、そして12月10日。平成27年に入りまして、1月5日から1月9日、2月25日から2月27日ということで、横田基地のほうで人員降下訓練が行われるということをお聞かせしております。いずれのケースも、東大和市が直接情報をいただいているわけではなくて、こちらにつきましては立川市のほうなんですけども、基地の連絡会の幹事市でございますので、そちらのほうから事後的に情報をいただいているような状況になっております。ですので、降下訓練等につき

まして、横田基地のほうから直接事前に通知が来るかということ、現在はそういう状況にはなっていないところ
です。

また、人員降下訓練の目的につきましては、アメリカ軍としてどういうことをやってるか、という目的
でやってるかというのは、立川市さんに聞いても承知してないというようなこととお聞きしております。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 今の報告を聞きますと、ちょっと早口だったんで書き取れなかったんですけども、それ
にしてもオスプレイについては14年7月から今日まで十数回来てるということで、かなり頻繁に来てるとい
うことがはっきりしている。それから落下傘降下訓練にしても、先ほどの話ではおおむね月2回ですかね、そう
いう訓練がされてると。落下傘降下訓練については、どういうものかということで、これもインターネットで
引くと、ウィキペディアというんですか、そこに出てたのは、速い速度で兵員を相手の陣地の後方におろす作
戦ですね。ですから、戦闘で対峙している、相手とこちらと対峙している。相手の後方に、グライダー、ある
いは落下傘でおり立って、そこから攻撃を始める。そういう訓練なんですね、そのウィキペディアによると。
それが首都東京の横田基地で行われているというのは、これ非常に大きな問題じゃないかと。ついては、この
降下訓練の問題については、防衛省のホームページでも、沖縄の読谷というんですか、そこの補助飛行場の落
下傘降下訓練が、非常に周辺に大きな被害を出して、住民からの苦情が出て移動したという、そういう記事も
ありましたけれども、それほどのものだ、落下傘降下訓練というのはということなんですけども、その防衛省
のホームページでそういう記事があるというのは確認できますか。

○企画財政部参事（田代雄己君） 私も検索をさせていただいたところ、そのような移転したというような趣旨
のものもありました。ただ、文章で見ますと、何か物資というんですか、人じゃなくてそういう重たいもの
がおこって何か事故が生じたような内容だったかというふうに思っております。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 物資の投下と降下訓練ですね。

私は、この横田基地問題と、今いわゆる日本は戦争状態にないからいいですけど、一番最初のところで大和
村の日立航空機は爆撃を受けたわけですよ。そこは軍需工場だったから。要するに、そういうところに対し
ては、相手からはすぐさま攻撃を受ける対象になっている。横田基地も極東における最大の空軍基地、言うな
ら司令部を持つ基地、もしいざ何かがあれば、まず狙われる場所、それが東大和のすぐ近くにある。滑走路の
中心点まで、東大和の市役所から直線ではかってみると8キロぐらいですかね。それほど近いところにあるわ
けで、首都東京にこうした基地があるということに対して、やはり基地は首都からなくしてくださいという取
り組みも、私はしていく必要があるんじゃないかということ、この点では指摘し、そしてまたその動向につ
いては、これからも逐一つかんで議会にも知らせていただきたいというふうに思います。

次の公契約条例のところに移ります。

東大和の議会は、公契約条例の制定を求める請願が出されて、日本の中で初めて採択した議会であるとい
うふうに、この関係、公契約関係を進めている人の文章の中にありました。極めて先進的な議会であったとい
うふうに言えるんじゃないかと私は思います。そして、先ほど市長が紹介されました東大和市公契約（建設工
事）における元請・下請関係適正化指導指針、これも当時とすれば極めて前をいく、そうした指導指針になっ
ていたんじゃないかというふうに思います。ただ、今の時点でいうと、やはり公契約条例の制定が始まってい
るわけで、このところから見ると一歩後ろへいったかなというふうに思います。

市としては、発注した工事において、そこでの請け負った業者は法令を守るようになど、また……。そういうことですね。それを指導してるということですが、今なぜ公契約条例が必要か、公契約条例で定めるべき基本となるものは何かという点では、市はどのように受けとめておられるでしょうか。そして、またこれは私の質問より以前に他の議員からも何回も質問のあったところですよ。引き続き検討を進めてるんじゃないかというふうに思いますが、その進捗状況、そしてなぜできないか、その問題になってるところを教えてください。

○総務管財課長（東 栄一君） 公契約条例のかなめと申しますか、そういう話が、御質問ございましたが、条例につきましては、公共工事にかかわりまして、これに従事する労働者等の最低賃金以上の賃金を労働者等に支払うことにするための具体的な事項等を規約に盛り込むことで、公共工事の適正化や労働者の生活を守ると、そういう趣旨で上げられるものと考えてございます。

ただ、現時点で、これまで数年にわたって部内で検討してきてございますけれども、現時点ではちょっと問題がまだ多いという認識がございます。賃金や労働条件につきましては、言うまでもなく最低賃金法や労働基準法などの労働法制に基づきまして、各事業者が労使間の対等な立場による交渉によりまして、実質的にされるものと認識してございますけど、その最低賃金法を遵守して労働者の賃金を定めた中小の企業が、この公契約条例で、仮に賃金条件を定めた金額によって入札に参加できないというようなことが、特に当市の中小の事業者を考えますと、その辺の懸念が払拭できないということがありまして、導入に関しましては慎重な対応を検討だというふうに考えてございまして、現時点まで検討しているというところでございます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 市が請負工事費、予定価格を決めるに当たって一定の考え方があります。これは、まずその価格の中には、工事価格とそれに対する消費税額があります。工事価格の中には、工事原価と一般管理費があります。工事原価のほうには、直接工事費、間接工事費というのがありまして、直接工事費のほうをずっと見ていくと、そこには労務単価というのが入ってます。この労務単価というのは何かというと、2省協定に基づく労務単価、国交省と農林省の2省協定に基づく単価ですよ。それは業種によって価格が違うわけですけど、これは1日当たりですかね、例えば1万8,000円とか1万2,000円とかになってるわけですね。そういう費用として積算されているわけです。では、このとおりに払ったら、その企業は次の再生産のための利益は得られないのかですよ。得られないんじゃない、だめですよ。これは得られると、それはどこで計算されてるかっていったら一般管理費ですよ。そこに含まれるわけですよ。そうすると、請け負った会社は2省協定に基づく労務単価を、その労働者に払っても企業としての利益は出るんだということですよ。それを見込んで、市の工事単価が決められてると、請負工事費が決められてると、これは間違いないですね。

○総務管財課長（東 栄一君） 今御質問があった件については、一般的にはそのとおりで考えてございます。ただ、この2省単価につきましては、基本的に毎年10月ごろに国のほうで実施される公共事業労務調査によりまして、民間の賃金相場を勘案して決定されるものでございまして、おおむね大体1,000万円以上の工事について1万件ぐらいを有効工事件数として、実際に賃金台帳を記載してもらったものを国のほうで解除調査についておいて検査して、照合して賃金実態を調べて把握した上で、設計労務単価に入れているということでございますので、それがそのまま払えれば、基本的には問題ないというふうに考えますが、ただ一般的に各事業所ごとに賃金体系をつくって、その上で支払いをしていますので、設計労務単価が引き上がったことに当たって、すぐに対応できるかどうかというのは別問題だと考えてございます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 労務単価のとおり払って請負をした会社は、次の生産のための利益、一般管理費等から得ることができるということを前提に、今答えられたということだと思えます。ただ、問題は入札によって、この請負工事費がかなり下げられてしまった。となると、どこかでこれを生み出さなきゃいけないということになりますから、余り下げない、やはり適正な入札というのが、ここでは求められるということだと思えます。そうしたことも考慮して、例えば建設事業の場合には、元請あって、その下に下請があって、また下請があるってことになると、だんだんそこで労務単価が低くなって、2省協定に基づく労務単価でなくて、最低賃金に近づいてしまうという現実がありますけれど、ただそれは正しくないんじゃないかということで、公契約条例が、その必要性が言われているわけです。ついては、そうしたことを現実に行っている例えば国分寺の条例なんかも見ましても、時間がないからこちらから言っちゃいますけれど、やはり金額によって、それをしっかり守ってください、守らない場合には契約を解除しますよというところまで担保した内容、その工事金額によっては世間の一般的な労賃による工事も認める。そんなような考え方も持っていますので、そうした先進例もしっかりと把握して実行していただきたいというふうに思います。

最後の原発ゼロ、エネルギー政策、自然再生エネルギー政策の問題ですけれども、この問題では、市は補助金を出していませんが、太陽光発電設備設置する市民はふえていると私は認識しているんですが、2年ぐらい前ですかね、数値を聞いたことがありますけれども、今時点で東大和ではどの程度の太陽光発電設備が設置されているか、把握されているでしょうか。

○環境課長（関田孝志君） 太陽光発電の設置状況という形では申し上げられませんが、東京電力の電気の買い取り状況というような形ですと、平成25年のデータですが、835件、3,201キロワットということとなると聞いてございます。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 直近の26年度はまだないということですね。そういう動向も、ぜひつかんでいただきたいと思います。

それから福島原発は、まだ事故が終息しておりません。つい最近も汚染水が外洋へ垂れ流しされているという事実があって、東京電力はそのことを承知して黙っているという非常に不見識な態度をとりました。これは環境行政上、大きな犯罪行為になるんじゃないかと思えますけれども、市の環境課としては、この点をどのように評価してますか。（発言する者あり）

○議長（尾崎信夫君） 質問通告に従って、質問をお願いいたします。

○2番（西川洋一君） はい。私は、原発ゼロのエネルギー政策への転換を求めているわけです。市がそれを推進する上で、積極的な助成制度をするようにと求めているわけです。原発事故現場において、まだ終息してない。そういう事態にある。しかも、うそをついている。そういうことが現に起こっているもとの、東京電力については厳しい批判をすると同時に、それを乗り越えて自然再生エネルギー政策を市が積極的に推進していく必要がある。その大もとのところのそういう東電の態度に対して、やはり市としてもきちんとした批判をしなきゃいけないんじゃないかと、そういう思いで聞いているわけです。

○環境部長（田口茂夫君） 今議員からお話がありました、先月ですか、福島第一原子力発電所2号機の原子炉建屋の屋上に雨が降ったような形ですね、比較的高い濃度の汚染水がたまっているという状況から、先ほど議員からお話がありましたとおり、排水路を通じて外洋のほうに流れているというふうな報道があったという

ことは承知しております。また、東京電力の対策といたしまして、今月になりまして汚染水がたまっている2号機の屋上や排水路の底に放射性物質を吸着する土のう等を敷くというようなお話も聞いてございます。太陽光発電、自然再生エネルギーにつきましては、議員のほうから何度となく御質問いただきまして、今までの答弁と重複するようなどころもございますが、設置経費のほうが太陽光発電に限らず、また最近の状況でありませんが、東京ガスのエネファームなどにつきましても、価格的にも3割、また将来的には半額程度に持っていきたいというふうな新聞報道も見てございます。そのような中、先ほど市長のほうから答弁をさしていただいておりますが、市の公共施設における補助金等の活用等につきましては、国が新たに示しました防災拠点等、公共施設への再生可能エネルギー等導入推進事業の活用が図れないかなどの検討はしておりますが、施設のにも対荷重的にちょっと問題があるというふうなことから、こういったところの活用がなかなかできていないという状況で、現在まできているという状況でございます。

○議長（尾崎信夫君） 発言の途中でありますが、あらかじめ会議時間の延長を行います。

○2番（西川洋一君） すぐ終わろうと思ったんですけど、まあ延長したからしつかりと。

汚染水の外洋への垂れ流しについては、市の環境としては何か評価はなかったように思いました。

それで、実現まで私はこのことを質問したいんですけど、今回が最後になりそうですので、1つだけ最後に聞いておきたいと思います。

例えば1基設置する場合に10万円の補助を出す。これで30件分の補助を出すということを市が判断してやりましょうといった場合、300万円という予算で済むわけです。この300万円という予算で、市民が積極的に太陽光発電へという意識を高められれば、よりそういう方向に進むわけですね。市は、これまでも重要性、何回も言ってまいりました、その自然再生エネルギーへいく。例えばこの300万円という金額は、市の財源にとって2年以上もかかって検討しなければならないような金額なんじゃないでしょうか。すぐにでも実行できる、私は内容だと思うんですけど、市の一般会計年間予算300億円に対して300万円という金額は、今日の自然再生エネルギー推進に非常に大事だと言っている中で、この金額はどのような位置づけになるんでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 今議員からお話がありました1基10万円の補助で、トータルで300万円というお話でございましたが、金額的に高い低いという問題ではないというふうに思っております。当然市の施策といたしまして実施するに当たっては、単年度の問題だけではなくて、当然継続性の問題というところも考えなければいけないというふうに考えてございます。そのようなことから、国の補助金も終了してしまっている。また東京都の補助金についても、方向転換が行われているという状況を加味する中で、慎重に検討しているという状況でございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） 企財部長、市長、どうでしょうか。財源の問題だから。

○企画財政部長（並木俊則君） 今、関係部長のほうで金額、例えば300万ということが、市全体の予算で規模からいってどうかということでございますが、私も施策の重要度を見た中で、それぞれ事業化をしているところでございますが、金額が、それが3億円であろうと3,000万円だろうと300万円だろうと、貴重な市税をもとにした中での事業というふうなことでございまして、そういう中で、施策の選択という中では、金額の大小ではないというふうなことが、私どもの考えでございます。

以上でございます。

○市長（尾崎保夫君） 最後だというふうなお言葉がございましたので、いろいろと今回の御質問、過去、何十

回という御質問の中で、私自身も真摯に受けとめさせていただいて、参考にできるものは参考にさせていただきたいというふうには思っております。長い間、御苦労さまでございました。

○2番（西川洋一君） 自然再生エネルギーへの市の取り組みは、言葉では大事だと言いながら、実践では軽視してるというふうには指摘せざるを得ないかなというふうに思いますが、ぜひ一刻も早く実現できるようにお願いしたいと思います。

それで、私も特別の事情がなければ、これが最後の質問の機会になるんじゃないかというふうに思います。それで、これまで議員の皆さんにもいろいろお世話になりました。職員の皆さんにも、大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、西川洋一議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（尾崎信夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 5時 4分 延会